

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第 1 4 回

- 1 . 日 時 : 平成 25 年 11 月 12 日 (火) 13:00 ~ 19:00
- 2 . 場 所 : AP 東京八重洲通り 11 階 K ルーム

3 . 議事次第

- 1) 検討会報告書素案について
- 2) その他

4 . 配布資料

- 資料 1 - 1 : 検討会報告書素案
資料 1 - 2 : 検討会報告書素案 (修正箇所見え消し)
資料 2 : 検討会報告書素案の参考資料 3

参考資料 1 : 国内措置のあり方に関する論点整理表について

参考資料 2 : 報告書素案 (H25.10.29 版) へのご意見

参考資料 3 - 1 : デンマーク法律 (環境省暫定訳)

参考資料 3 - 2 : デンマーク法律 (概要) と国内措置のあり方に関する論点 (項目) との対応関係

5 . 出席者

(委員)

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

(関係府省)

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省

(事務局)

環境省 : 奥主大臣官房審議官、江口総務課長、亀澤自然環境計画課長、堀上生物多様性施策推進室長、柴田企画官、中澤課長補佐、中島課長補佐、泉課長補佐、辻田係長、笠原係長、小林事務補佐員

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング : 西田副主任研究員、園専門研究員

ノルド社会環境研究所 : 福田研究員

6 . 議事録

開会

中澤補佐 予定の時刻が参りましたので、ただいまより、第 14 回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参加いただきまして大変ありがとうございます。初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、資料 1-1、「検討会報告書素案」、資料 1-2、「検討会報告書素案(修正箇所見え消し版)」、です。なお、資料 1-1 の議論の進め方については後ほどご説明させていただきます。

次に参考資料でございます。参考資料 1 は「国内措置のあり方に関する論点整理表」です。参考資料 2 は、報告書素案へのご意見をいただいたものをまとめているものです。資料 2-1 が、事務局より事前に委員の皆様にご確認をお願いした 10 月 29 日版の素案です。資料 2-2~2-12 まで、各委員から素案へのご意見をいただいたものをとじているものです。参考資料 3-1 と 3-2 は、2012 年 12 月に公布されたデンマークの法律をこちらで暫定訳したものです。

今回も机の上に、前回までの資料ですとか生物多様性条約、名古屋議定書のテキストをまとめた資料をご用意しています。前回よりもファイルは一つ増えています。お持ち帰りになる際には、事務局にお声がけいただき、次回またお持ちいただければと思います。

本日は、足立委員、北村委員、西澤委員、二村委員はご欠席と伺っております。

本検討会は公開で行います。

それでは、磯崎座長に進行をお願いいたします。

磯崎座長 こんにちは。今日も、これまでと同じように 5 時間の時間を確保していますが、途中 2 回ほど休憩をとる形で進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

前回から報告書案の 章に入っています。今回ですが、「コモディティの扱い」のところからになります。前回の後、意見照会をしていますので、それに関して提出された意見の反映も行ってきています。

それでは、事務局から、前回以降の変更、あるいは意見などに従って対応した事柄についてお願いいたします。

辻田係長 まず、前回の議論を振り返りたいと思っております。資料 1-1 の目次の箇所をご覧いただきながらお聞きいただければと思います。前回では、最初に「まえがき」の構成についてご議論いただきまして、続いて 章「議定書について」、 章「議定書の主要規定」、そして本報告書の参考資料 3 として「遺伝資源等の利用状況について」の内容について、第 12 回(前々回)からの変更箇所を中心にご議論いただきました。その上で、 章「名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ」に入りまして、序文から「2. 遵守に関する国内措置」の「(3) 適用の範囲」の「病原体の扱い」まで、そして間を飛ばしまして、一番最後の「6.国内措置の検討の今後の進め方」の内容についてご議論いただいております。

今回の進め方に関してですが、前回までのご意見を受けて、 章の記載ぶりを変更しておりますので、まずはこの点についてご確認いただいた上で、資料 1-1 では 13 ページになります前回の続きの「コモディティの扱い」から順にご議論いただきたいと思いますと考えております。そこから 章の最後まで一通りご議論いただけたら、一番前に戻って、「まえがき」のほうをご議論いただきまして、 章と 章は

飛ばして、 章の序文から「2. 遵守に関する国内措置」の「(3) 適用の範囲」の「 病原体の扱い」のところまで、前回からの変更箇所を中心にご確認いただければと考えております。

事務局としては、できればここまでご議論を進めていただければと思っている次第です。そして、さらに時間が許すようでしたら、 章と 章の変更箇所についてもご確認いただければと考えております。

なお、冒頭の資料確認の際にもご説明しましたように、資料 1-1 は変更箇所を反映したテキスト、資料 1-2 は前回の資料からの変更箇所を見え消しの状態としたものでして、青文字の部分が変更した箇所になります。どちらの資料も、今回と前回の検討会の前に委員の皆様方にあらかじめ事務局で修正した素案をご確認いただいた際にいただきましたご意見を踏まえて加除修正した箇所を黄色で塗り潰しています。

また、 章からブラケットをつけている箇所がありますが、このブラケットの意味は、原文の記載のもととなったご発言をされた方とは別の委員の方から、その趣旨を変えるようなご提案をいただいた場合などに、その箇所について複数の意見があったということを知りやすくお示しするために並べて書いているものです。このブラケットについては、ご議論を踏まえて外していくことを考えていまして、パブリックコメントに出すときの案は、もちろんクリーンテキストにしたいと考えております。

ブラケットの外し方に関してですが、事務局としては、委員の皆様からのご意見は全て貴重なものだと考えておりまして、このため、例えば一部の箇所には、この記載を削除すべきというようなご意見が出ている部分もありますが、そういった箇所については、ここにご出席の皆様 また欠席の方については後でご確認をして 皆様が削除に合意した場合にのみ削除したいと考えております。例えば、1人の委員の方だけだったとしても、これは残すべきだというご意見があった場合には、基本的に残すこととしたいと考えております。

変更箇所についても同様でして、皆様が変更に合意すれば、その変更した表現とさせていただきますが、複数の表現を残すべきというご意見があれば、事務局のほうで工夫して、両方の表現を盛り込むようにしたいと考えております。

本日ですが、資料 1-1 と資料 1-2 と同じ資料が二つありますが、今回、最初にご議論いただく「コモディティの扱い」から最後のところまでの文章は、検討会の場では今回初めて扱うこととなりますので、読みやすいほうの資料 1-1 を基本的に使うこととしまして、例えば前回からの修正箇所を確認したいというような場合にのみ資料 1-2 のほうを使うということとさせていただきます。

事務局の説明は以上です。

磯崎座長 ありがとうございます。今の説明のように、いくつかの点については後で順番に触れることとなります。最初に書き方、 章で記載方法の変更についてということがありますので、そこを取り上げて、その後で から続きのところを最後まで、そのさらに後に、先ほどのブラケットが入っていたりというような箇所について見ていく、そのようなスケジュールですが、この点に関していかがでしょうか。

炭田委員 単なる質問です。論点整理表(11月12日付)が出ています。前回出た論点整理表とはどこか違いがあるのですか。

辻田係長 日付の修正をした程度でしょうか。

炭田委員 わかりました。私が論点整理表に言及する場合、前回のものを見ながら発言させていただくことになると思いますけど、ご了解ください。

小原委員 最初のご説明で、削除のところ等は、お一人でも残すべきだと言う意見があったら残すというご発言で、これは大変な作業だったと思うのですが、これは検討会の文章ですから、仮に例えば削

除すべきというのが大多数であれば削除すべきだし、もともと原案は事務局案ですよ。例えば座長が書かれたとか、この検討会のメンバーが書いたのではなく。だから、大勢が判断すべきではないのでしょうか。削除のところだけではありませんけれども、ブラケットを外すところも、できる限り議論をして、大勢がもし決めるのであればそうすべきだし、ちょっとそれはおかしいのではないのでしょうか。

磯崎座長 この委員会では何かを決めるではなくてというのが、逆に各委員から出ていて、その中で、誰かの意見、または少数の意見について、多数の意見だけを書くのは好ましくないというのがたしかあったと思いましたので、そちらのほうを……。

小原委員 だとすれば、少数意見とかという形で書くのは構わないと思うんですが、削除はしないという言い方だと、これは本文に残るわけですから、それは不適當じゃないですか。

磯崎座長 おそらくそれは、比率にもよるかと思うんですが、多数の意見で文章が書かれていて、そこに、ただし、違うこのような意見もある、というような形になるかと思えますけれども。

小幡委員 今の磯崎先生のご説明だったら納得するのですが、先ほどの事務局の言い方は、1人でもあれば残します、それで、反対意見はどこに書くんですかというのが全く説明がなくて、その辺がちょっと不思議だなと思います。

辻田係長 具体的な記載の残し方については、個々の内容に入ってから議論すればいいかなと思って割愛させていただいたんですが、基本的に座長が今おっしゃられたような形で考えています。多数の方が納得するご意見を本文にまず書いた上で、それとは違う観点からのご意見がある、またそのご意見についてはほとんどの方が削除すべきだと思っている、そういう場合については、「ただし、こういう観点からの意見 / 指摘もあった」というような形で、少数であるということが伝わるような書きぶりとするを考えております。

炭田委員 私は、ここ3回ぐらい毎回同じことを確認のために申し上げましたが、今回も申し上げます。報告書素案の今日から始める部分は事務局が書いた文章であり、まだ本検討委員会の文書としてのステータスはない。だから、この部分をどうするかは、今は完全にフリーであり、委員の意見で内容が決まっていく段階にある。このコモディティ以下の部分の事務局案に対して委員が一般的な感想を述べるというステージにまだある。

コモディティ以下の文章に関しては、私はまだ意見を提出しておりません。それは、まだステータスのないドキュメントだからです。委員の皆さんの感想等を踏まえて新しい文章案が出て、議論のベースとするペーパーだと認められた段階で、私は意見を差し上げるつもりです。

小原委員や小幡委員が言われたように、どうするかは各委員の意見であって、いろいろな意見が出されたうちのどれを論点整理表から選んでこの文章に載せるかは、事務局が決めることではなくて、それぞれの委員が言えばそうなるという問題だと思います。一応確認させていただきます。

磯崎座長 先ほどの説明も、今のところは同じだろうと思います。つまり、委員の中で誰かが残すべきだと言ったところについては、という説明ですので、今、炭田さんの理解していることで進んでいく形です。

そのほか、ここについては。

(なし)

1) 検討会報告書素案について

磯崎座長 そうしましたら、前回までのところ、特に前回も指摘をされた文章の語尾の書き方です。

その辺を含めて、記載方法が変更されているということですので、説明をお願いします。

辻田係長 例として、資料 1-1 の 13 ページをご覧くださいと思います。今日はこの 13 ページの下のほう、「コモディティの扱い」から始めたいと思っておりますが、例えばこの部分では、本文と検討課題に分けて書いております。この分け方についてですが、前回までのご議論ではコンセンサスが得られているような部分とそうでない箇所を明確に書き分けるべきというご意見ですとか、「～されるべき」というような表現がわかりにくいというご意見をいただいております。こうしたご意見を踏まえまして、章のうち、特に国内措置の具体的な内容に関する部分については、記載の方法として、本文と検討課題に書き分けるという変更を行っております。

本文としているところは、前回資料まで「～されるべき」や「～する必要がある」などとしていました、事務局としてコンセンサスが得られていると考えていた内容を、今回は「～するべき」という形で記載させていただいております。

また、前回資料まで「～について検討されるべき」だとか、「～について考慮される必要がある」などとしていた複数のご意見があると考えられる内容については、検討課題という形で、体言止めで箇条書きとしています。

なお、国内措置の具体的な内容に関わるものではない、例えば締結の意義ですとか、遵守措置の基本的な考え方、国内措置の検討の今後の進め方などについては、検討課題というような枠の中に置くべき内容があると体的にそぐわないと考えておまして、全て本文の扱いにしています。

説明は以上です。

磯崎座長 これで語尾の部分が回りくどいのが解消されているだろうと思います。そのような書き方、それからもう一つ、最後のところで触れていた、この検討会があり方についての検討会ですので、あり方の部分について、「検討課題」という見出しで残すという分け方はしないようにしているという説明です。

この点について、いかがでしょうか。

小原委員 私が言い出したかもしれませんが、ざっと見た感じは、「検討課題」がえらい多いなという感じがして、検討会なのに何をしていたのかと言われるような気がするのですが、さっきのコンセンサスということですが、例えば「病原体」のところ、ここも、前のほうはちょっとまた意見はあるんですけども、ここにぼつぼつと出ているところは、これはどういうことですか。あまり細かいところは、あり方検討会だからいいと思うんですけども、結構大事なことも書かれているように思うんですけども、これは意見が分かれているということだったんでしょうか。必ずしも、最後から二つ目なんかだったら、当然やらなければいけないことだし、そこら辺が、随分たくさんの意見をまとめておられるので非常に難しい作業だったと思うんですが、なるべくこの「検討課題」というのは、本当に具体的に、まあ、ここでは今そんな細かいことはすべきじゃないけども大事だよというのを挙げるのはいいと思うんですが、ある程度合意ができるものに関しては、少数意見をつけるなりして書いたほうが、体裁としてはいいように思うんですけども。あくまで体裁ですが、いかがでしょう。

辻田係長 今回、本文と検討課題に分けた部分についてですが、事務局ではわりと機械的に作業をしまして、もともと「～されるべき」と断定口調で書いたものは本文に残して、「～について考慮されるべき」というふうに緩やかな表現にしていた部分については検討課題にしたということなんですが、ご覧いただいて、これは本文に持ち上げるべきではないかと思われる部分については、ぜひそのようなご意見をいただければと思います。

小原委員 そういうブラッシュアップの時間がちょっと必要かと思いました。このこと自体は、作業

だからいいと思うのですけども。本文に比べて検討課題がめっちゃめっちゃ多いと、ケースによってはそういうこともあり得ると思いますけども、あまり格好よくないなと思うのです。

炭田委員 ちょっと聞き逃した部分があるので、とんちんかんな発言があったら言ってください。素案は、一応コンセンサスが得られていると思われるような部分を本文にして、それに対する検討課題を挙げるといって書き方になっています。コンセンサスという意味について、日本語の辞書とオックスフォード辞書を調べましたが、平たく言えば「統一見解」、つまり、全員が合意したというのがコンセンサスですね。

それで、コンセンサスを得たと言うためには、検討会の会合で、座長がみんなに、これはコンセンサスとしていいですねと確認されたのなら、論点整理表ではいろいろと違った意見があったとしても、それはコンセンサスと言える。しかし、そういう手続きを経たものはまだ、ないと思います。

コンセンサスが得られていないのなら、検討課題という言葉は別の意味になってきます。結局は、意見がいろいろあるという意味だと思うのです。

現在の素案は、「コンセンサスと検討課題」という形式を踏まえて、章の全てのセクションをその前提で並べ替えてみたというものです。

まだ深くは読んでいないのですが、どう考えてもコンセンサスではない、と思われるところがいろいろあります。コンセンサスに近く、ちょっと工夫したらコンセンサスと言えると思えるところもある。

今後のまとめ方としては、セクションごとに内容を見ていく過程で、ケース・バイ・ケースの原則で適切なまとめ方をするというのはいくつかの選択肢だと思います。

そうでなくて、「コンセンサスと検討課題」という形で一貫させるというのなら、じっくり時間をかけて、コンセンサスが得られるまで練るといって選択肢もあると思います。

それはだめだというなら、第三の選択肢として、論点整理表の各委員の意見を尊重して、羅列というか、並べて書くという方法も最終的にはあり得ると思います。

私としては、セクションごとにケース・バイ・ケースでまとめるという選択肢が一番実際的だと思います。

磯崎座長 そのほか、いかがですか。

(なし)

磯崎座長 そうしますと、ここの最初のポイントは、語尾について、受け身か、何かよくわからない、回りくどいという、それを能動態の形の語尾に変えるという点です。これについては特に指摘がないので、というより、逆に、そのように書くべきであるということが以前から言われてきていましたので、このような書き方で、こちらのほうが好ましいという受け取り方だと考えます。

その次の「検討課題」という見出しで本文の中を二つに分けるということは、今指摘があったように、内容的に検討課題であるかどうか、必ずしも好ましくないところがあるかもしれないということです。これは、それぞれの場所で、例えば検討課題の中に入っているこの項目は本文の形でという、そういう整理をしていけばいいかと思います。

それと、コンセンサスのところは、ちょっと私もよく把握をしていないのですが、おそらく事務局で整理をした分け方として、委員の中から発言として反対の発言が出されていないものと、それから、反対あるいは疑問のような形での発言内容という、おそらくそういう分け方だと思います。コンセンサスを確認してというよりは、明確な反論のような発言が論点整理表や議事録で見かけられないものを、とりあえず本文の項目にしているという趣旨だろうと思います。そうすると、各項目で見えていくときに、先ほどと同じですが、検討課題に入っているけれど本文でというような、あるいは逆に、本文の中に書い

であるけれど検討課題のほうが適切というような、そういう指摘をしていただくことで、それを受けて修正をしていくという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 それでは、個々の段落で見ていく形にしたいと思います。

そうしましたら、報告書の記載方法の変更のところを終えて、次です。前回、 で終わってしまって、今回、 のコモディティのところからです。それでは のところについて説明をお願いします。

辻田係長 資料 1-1 の 13 ページ、23 行目からの「コモディティの扱い」の箇所をご覧ください。

第 1 段落では、25 行の真ん中あたりになりますが、コモディティのうち生鮮食品等については、食用等の売買時に本来の目的とされていた利用形態とは異なって、遺伝的な分析等の遺伝資源の利用が行われることがある、というコモディティと遵守措置との関連性について説明する文章を入れています。

28 行目からの第 2 段落では、遵守措置の対象又は対象外とするコモディティの線引きについては、利用目的によるものとすべきである、という内容。

31 行目からの第 3 段落では、コモディティが売買時の本来の目的で利用される場合は、遵守措置の対象から除外すべきである。ただし、種苗や薬用植物については、育種や製薬のために遺伝資源の利用に該当する行為が行われることがあるが、この利用は売買時の本来の目的の範囲内であると考えて、遵守措置の対象から除外すべきである、という内容。

14 ページの一番上の段落では、「コモディティを遵守措置の対象とするのは、売買時に本来の目的とされていなかった遺伝資源の利用が行われる場合に限るべきである」という内容。

そして、3 行目からの最後の段落では、EU の規則案についての 9 月の欧州議会の議論では、一般に取引されるコモディティについては規則を適用しない旨を追記する修正が採択されており、こうした動向も注視していくべきである、という内容を記載しております。

検討課題としては、1 ポツ目は、コモディティとの用語については、定義するか、他の用語を用いること。併せて、売買時の本来の目的ではなかった利用を行う状況というものについて具体的に考察すること。

2 ポツ目は、コモディティを遵守措置の対象又は対象外と定める方法について、コモディティを全体的に除外した上で例外的に対象とする場合を定めるか、全体的に対象とした上で除外する場合を定めるか、という選択。

3 ポツ目は、他の締約国の ABS 法令等においてコモディティを実際に規制の対象としているかどうかという点ですとか、その法令が実際に実施されているのかどうかといった実態に基づいた他の締約国のコモディティの扱いの決定。

4 ポツ目は、教育目的でコモディティについて遺伝資源の利用を行うことについて、例外的に遵守措置の対象から除外することへの配慮。

最後のポツでは、議定書 4 条 1 の規定が、コモディティについて、議定書の適用を除外する根拠となるかどうかの確認、という内容としております。

磯崎座長 コモディティについては、最初のラウンドからいろいろ議論をしてきました。このような形でこれまでに出了された意見をまとめていますが、このコモディティについて、いかがでしょうか。

炭田委員 コモディティについての私は、ほぼコンセンサスがあるなど、かなりの初期から思っています。なぜそう思っているかというと、我々がコモディティとしてまず想像するのは、コンビニとかスーパーに行ったらいろいろな食料品が売られていますけど、あれがコモディティです。だから量からい

えば、我々が日常生活で接する圧倒的多数のコモディティは食品です。

だから、本検討会の最初のころから、おそらく誰も反対しなかったことは、コモディティをその本来の目的で利用すれば対象外であると。ただし、「原則として」という言葉があるから、別途検討すべきことはあると、自分の頭では整理してきました。別途検討ということは、国内措置の対象内か、対象外かを検討をするという意味です。

今後の検討課題として、提供国の法律ではどうなっているかの実態を調べて、それを踏まえないといけない、ということもあります。これまでは、コモディティの扱いに関する例外の場合の議論で時間が長くかかっているのであって、「原則としてはコモディティを対象外とする」という点では、ごく初期のころからコンセンサスがあったと思います。この黄色で EU 議会では最近こうなったというのも、EU 議会もいろいろ議論した結果、そういう表現になったのだと思います。EU でもおそらく別途検討すべきケースはあるという認識だと思います。

それから、隣におられる寺田委員がこれまで指摘されてきた植物育種分野の問題ですが、これはこの分野を管轄される農水省さんが、種苗法に関連して、市販されている種子をどう扱うかを検討される課題だと思います。だから、それは検討課題に入れればよいと思います。

ここでは、一般に商品として流通しているコモディティは原則として除外するということをコンセンサスにして、別途検討する必要があることは、検討課題として書いておけばよいのでないか。

磯崎座長 この の具体的文章との関係では何か。

炭田委員 私の具体的言葉としては、「コモディティは「原則として」対象外とすべきである。例外等に関しては別途検討すべきである」と。このことは既に論点表の 3 ページ、(2) の の【サ】の 1 に書いてあります。

磯崎座長 とすると、この の文章が、実は目的が変わることがあり、そういう場合にどうするかというのがずっと書いてあって、今の炭田さんのだと、コモディティについての対象外というのが文章として出ていないという指摘ですか。最初に、コモディティが除外であるというのが入れば、そのほうがわかりやすい。それが足りないということですね。

炭田委員 私が言うのはもっとラジカルで、「コモディティは「原則として」対象外とすべき、例外は別途検討すべき」と、それで本文は終わり。それで検討課題として、別の目的でやるときには云々をできるだけ明確に書けばいい、そういう意味です。

小幡委員 この 31 行から黄色の部分ですね、これが前にあれば、炭田委員の言った「コモディティは遵守措置の対象から除外すべき」が一番最初に出るのですね。ですから、これを前に持って行って、「目的が変わればいろいろ」というのは後ろに持っていけば、一応炭田さんがおっしゃっていることは含まれると思うのですけど。大きく変える必要がなくて、この黄色い部分を前に持っていく。後ろは目的外の使用のことがあるので、そうされればよろしいのではないかと思います。

磯崎座長 黄色いところの最初に「除外」というのが入っていますね。だからこれを持っていけば。

コモディティのところ、そうですね。今までも何度も出ていたのが、大きく今のような目的外利用をどうしたらいいかで、それ自体は現行の 14 ページの上に出ています。それを実際どうやるかは非常に難しくてというので、下の検討課題の中で書かれています。あともう一つが、炭田さんも今触れましたし、おそらく寺田さんが言いたいことなんでしょうが、種苗関係では、そういうことが通常行われてきたことをどう捉えるか、それに対してどう対応するかというのが検討課題として残っているという、大きくその二つがあったと思います。

寺田委員 コモディティの問題ですけど、この黄色い部分というのは結構私も発言したところで、結

局、お店に売っているということからいえば、野菜や花などを売っているわけですけど、それはコモディティかという、それは食べるためなどの目的であって、育種利用の目的が含まれるか含まれないのかというのが議論になるわけです。そのためにこの黄色部分を主張させていただいたわけで、それがなければ、利用目的ではなく種類で分類して、野菜とか花はコモディティだから、結局育種しようが何しようがコモディティなので関係ないという、そういうシンプルな話であればいいのですが、どうもそうではないと思われることが問題です。利用目的として、育種に利用するとお店に普通に売っている市販品種でも該当する可能性があるというようなことであるのですが、やはり昔から店で売られている野菜や花も育種目的で使うこともこれまで慣例として多くあるので、それはコモディティの範囲なのではないかという議論が必要ではないかということなのです。

だから、炭田委員のおっしゃっているように、お店で売っているものは全てコモディティという、そういう乱暴な議論ではないと私は思います。

炭田委員 いや乱暴な意見でなくて、例えばスーパーで売っている缶詰の食べ物でも、生き物ではないけど、その中にはほとんど全て DNA、RNA が入っていますから遺伝資源です。魚も全て遺伝資源です。植物育種は非常に重要な分野ですが、コモディティ全体と比べると小さい部分ですね。だから、広い世間から見れば、圧倒的多数の食料はコモディティであって、それは国内措置の対象ではないはずですね。それは対象から除外する、とすれば人はほっとしますよ。この原則を確認せずに議論を続けると、いつまでたっても話は進捗しない。

しかし、今後、別途検討すべきことはある、として、検討課題の中に寺田さんが言われたようなことを列記するとすっきりした整理になる。

丸山委員 私も、参考資料 2-12 の意見書でも述べさせていただきましたが、ここでのコモディティの扱いの議論というのは、いきなり目的外のことを議論するのではなく、まずコモディティとはどういうものであるかというところから議論が始まったと思いますので、こちらでも書きましたが、13ページの黄色い部分ですね、こちらが前に出る形で委員の間で議論がされてきたと思いますし、こういう形で報告を取りまとめていただくほうがコンセンサスがとれているのではないかと思います。

磯崎座長 の一番最初の文章でコモディティについての除外という、そういう文章があって、その後、先ほど触れましたけど、2種類の、目的外使用の場合、それからその場合との関連で種苗関連の場合という、そういう整理でこの が書かれていればわかりやすいという、そういう指摘です。

炭田さんがさっき触られたこととの関連では、条文定義の関連で、この整理する文章の中では必ずしも使われていないのですが、ジェネティックマテリアル(genetic material、遺伝素材)とジェネティックリソースズ(genetic resources、遺伝資源)の定義がされています。それから名古屋議定書が議長提案で出された後に、たしかマテリアルだったのがリソースズに変わっています。細かい法律的な解釈ですとそこに根拠があって、資源とされる場合は、その遺伝的な物質を資源利用、その利用価値をもって扱う場合、利用する場合に資源となまります。遺伝物質は全ての生物に当然入っていますけれども、その遺伝物質を資源利用するつもりがない場合がコモディティに当たります。農産物を農産物として、食料品として食べるという場合は、資源としての利用というよりは、遺伝素材を食べているだけであって、資源利用ではないということです。それを遺伝解析したりして何らかの役に立てようということになると資源に変わります。単なる遺伝物質として取引され、そのまま最終消費されるもの、それをコモディティのようなジャンルで考えて、この場合は、条約も議定書も対象にしていない、という説明ができると思います。そういう意味でも、ここで考えているコモディティというのが、条約条文からも議定書条文からも読み取れます。この検討会で何度か整理をしたのですが、たとえ提供国の国内法令が別のこ

とを定めていたとしても、名古屋議定書に基づいて利用国である日本が何らかの国内措置をとるときには、条約や議定書の枠を超えるものまで遵守対象にする必要がない。今の場合、条約の定義からして、単なるジェネティックマテリアルについては、日本は、たとえそれが提供国法令の中に入っている、利用国としての遵守の対象からは外すという説明ができる。こういうものは除外できるという書き方ができますと前も指摘しています。

それを根拠にして、おそらくこのコモディティのところは「除外ができる」と書いて、ただし、目的変更であるとかという検討課題は残っています。逆に言うと、開発途上国が一番指摘しているのはそこです。たとえそうだとすると、目的外利用の現場が押さえられないじゃないかというのが一番開発途上国が心配しているところですので、それについては検討課題として残すという、そういう整理で行けるかと思います。

このコモディティのところですが、そのほか何かご意見ありますでしょうか。

炭田委員 1点だけ。今、磯崎座長のご説明で、ジェネティックマテリアル（遺伝素材）という言葉の意味で説明されたけど、この道で長く会議に出てきている者には理解できるのですが、遺伝素材で説明すると、普通の人々が条約の条文あるいは議定書の条文だけからでは先生の説明のように理解するのは困難でないでしょうか。

一般の人に理解しやすいようなすばった書き方が必要ですね。

丸山委員 今、座長からご指摘のあったことですが、今後コモディティの議論を進めていく上で、やっぱりそのあたりが一つのスタンディングポイントになると思いますので、この報告書に明記しておいていただければと思います。

経済産業省 先ほどのコモディティの議論をいろいろ伺っているところですが、この名古屋議定書というのは、私が理解している限りでは、アクセスに関する主権的権利というような整理がなされていると理解しております。そういう中で、アクセスがどこで起こったかということで、どこの規則が適用されるということが整理されてくると思うのですが、そういう整理の中で、このコモディティというものがどのような位置づけになるのかということに関しては、主権的権利ですね、これは国家が有するものだと考えておりますけれども、そこでの整理というのがきちんとなされる必要があるのではないかと考えておりますので、ぜひ課題としてご検討いただければと考えております。

磯崎座長 そのほか、いかがですか。

事務局から何かありますか。

中澤補佐 経産省からのご指摘は、おそらく、アクセスが行われたコモディティについて、その後で目的が変わった場合にどうするか、今この場で議論されていることについて、そういう理解なのではないかと思うのですが。

磯崎座長 よろしいですか。 の書き方、今まで出たような意見に基づいて修正をする形です。

経済産業省 先ほど環境省さんが言われたとおり、確かにアクセス後の話で、一旦アクセスされた後の話ということになると思うのですが、例えばジェネティックマテリアルに対するアクセスとジェネティックリソースに対するアクセスというものを分けて考える必要があるのかどうかというようなことも検討する必要があるのではないかと考えております。

磯崎座長 先ほど私もその点を触れていたのですが、提供国の国内法令で、遺伝資源だけではなくて、ジェネティックマテリアルも対象にするような国内法令がもしあった場合、遺伝的な資源利用ではない農産物の食用の利用や売買や輸出入であっても、提供国の法令からすると、ABSの許可を得ないといけないような場合、でしょうか。そのような場合であっても、利用国の日本としては、それは資源利用、

リソースに該当しないので、たとえ提供国の国内法令がそうであっても、日本ではそれは対象から外してしまうという、そういう整理の仕方ですが、そのことと関わって、ですか。

経済産業省 はい。まだその辺は今後議論を深める必要があるかと思うんですけども、まず条約上は、提供国と原産国というのは明確に区別がされております。そのときに、一体このケースは提供国を指しているのか、原産国を指しているのか。提供国というのは原産国と同じなのかどうかというようなこともきちんと整理をする必要があると思っております。

国内にある生物資源に関しては、一体どこの国の主権的権利が及んでいるのかということもきちんと検討をした上で、アクセスを付与する権限はどこにあるのかというものをきちんと整理する必要があるのではないかと考えております。

磯崎座長 今ちょっと触れたことですが、国内の資源には、提供国の主権的権利は及んでいません。日本の中までよその国の権利が来るということはありません。その資源にアクセスするときに、その国の主権的権利で、そのもとで国内法令が定められているはずで、その国内法令に基づいてアクセスの許認可が行われるということです。

結局は、さっきちょっと触れたように、提供国法令が条約や議定書ではリソースとしているけれども、提供国の法令は 原産国でも同じですが、原産国あるいは提供国の法令がリソースに限定せず、もっと広く対象にしている場合です。その法令遵守かどうかを日本が検討するときには、条約や議定書はリソースだけを対象にしているから、単なる材料で利用している場合は、日本国内ではそれは対象にしない、ということは可能だと思います。ただし、これは炭田さんがさっき触れていたのですが、実は NGO や何かの文書の中では、先ほどの「潜在的な価値」ということで、全てが結局潜在的な価値なのだから、結局は材料もリソースも同じだ、という見解を出しているところがあります。ただ、それは法的にはちょっとまたおかしくなってしまうので、定義上、同じものが二つ並ぶというのは法律上考えられないので、リソースと材料とはそこに差があります。何百年後、あるいは、あらゆる科学技術の今後の発展を考えれば、将来的にはどんなものでも資源となるというのは、やはり解釈としては成り立たないと思いますので、予見可能性のある潜在性で資源利用を考えます。つまり、これを何らかの分析や組み合わせをすれば何か経済価値が生まれるという、そういう意味での潜在性であって、それ以上は幅広くではないと思います。この辺は日本政府も交渉段階でその区別はした上でずっと交渉してきていますので、その立場であるということで国際的にも説明はできるのではないかと思います。

について、そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、文章の書き方ですが、丸山さんからも指摘があったように、一部、今のような材料とリソースについても簡単に触れるような形で、ただ、深入りすると、炭田さんが触れたように、専門過ぎてわからなくなるところもありますので、その辺わかりやすい形で含め、という整理の仕方にしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 それでは次、 の、いわゆる学術研究についてですが、説明をお願いします。

辻田係長 14 ページの 25 行目、「 研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱い」の箇所をご覧ください。

26 行目から始まります第 1 段落では、国内の研究機関や大学等が所有する遺伝資源は、学問発展の

ため必要不可欠であって、それらの遺伝資源の非商業目的の学術研究利用については遵守措置の対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置における手続きが緩やかなものとなるよう配慮すべきである、という内容。

また、30行目の終わりのほうからですが、カルチャーコレクションから微生物を提供する場合の利用目的は、分類学的な基準株としてや検定菌として、また、有用物質生産等の研究開発の対象としての三つの場合に大きく分けられる、ということ。

34行目の真ん中から、「このうち、基準株及び検定菌として使用される場合は、他の遺伝資源や開発品についての研究開発過程での基準や指標となるに過ぎず、基準株及び検定菌自体は研究開発の対象という位置づけにないため、遵守措置の対象から除外すべきである」ということ。

15ページに参ります。本文としては今のような内容になっておりまして、さらに検討課題として、1ポツ目は、遵守措置と微生物に係る国際寄託の制度との整合を図ること。

2ポツ目では、検定菌や基準株としての利用と、それらの産業利用の線引き、となっております。説明は以上です。

磯崎座長 学術研究、それから分類学的な、特に微生物について、その必要性、特殊性というのを協調した書き方になっています。この点についていかがですか。

炭田委員 「研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱い」というタイトルがあります。そのタイトルの下にパラグラフが二つあります。一つ目のパラグラフは、の最初のパラグラフとほぼ同じ意味です。二つ目のパラグラフは、「研究機関や大学等における遺伝資源を専門的に取り扱っている部門の中で、微生物に関する部門がカルチャーコレクションと呼ばれている」、以下、微生物のカルチャーコレクションに関して、特に基準株、あるいは検定菌について述べられています。タイトルと中身とがちょっと一致していない。

次のページに「非商業目的の学術研究利用の扱い」というセクションがあります。とを比べてちょっと考えたのですが、の最初のパラグラフは、の最初のパラグラフとほぼ同じ内容であるということと、の二つ目のパラグラフは、微生物のカルチャーコレクションのことに書いてあるから、これをの中に移したら流れがスムーズにゆくのではないかと。については鈴木委員が提案されたので、私のこういう考えがどうなのか、ご意見をいただければありがたいのですが。

鈴木委員 ありがとうございます。確かに、ご指摘のようにとのタイトルだけ見て、その違いがどうかと言われると、明瞭な部分とは言えないと思います。ただ、どちらになるにしても、ある意味カルチャーコレクションからの一つの利用目的として、ここにある大きく三つの要素がありますという中で、検定菌及び分類学的基準というのは、その目的が明らかに学術的に限られているということを強調したかったわけですが、この会の最初のころに、私は、ある意味、この検定菌というのは、目的と一緒にあわせてコモディティと同じ考え方だろうという話をさせていただいたこともありましたけれども、今こういうふうになってくれば、目的と資源はやっぱりセットになって考えられるべきということで、カルチャーコレクションでは、提供するとき、その使用目的を確認して提供をしているということで、それを遵守してもらえれば、十分その範囲を逸脱しないで、商業利用にはなっていないという使われ方ができますし、もしそうでないような使われ方をすれば、それは目的外使用、あるいは、その途中で変更の形をやるという手順でクリアできると思っています。

そして、コレクションの中の3番目の目的としての研究開発ですけども、これも一つのゴールに商業利用の可能性が明らかにあるというだけで、その段階でも既に商業利用しているということとは考えてはおりません。

そして、そのようなもとで、その話をどこに持ってきたらよいかといったときに、 と というのは、ご指摘のとおり、確かに、どちらにあってもいいというものではないので、改めてちょっと、重複も明らかに拝見できますので、整理していただけたらと思います。

小幡委員 最初に、この が書いてあったときに、「研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱い」ということで、カルチャーコレクションのこししか書いてなかったのですね。オリジナルの文章では、それで、大学・研究機関と言いつつカルチャーコレクションだけ書くのはおかしいだろうということで、私は前の部分を足しました。ところが、今見ると、ご指摘のとおり、 とダブっていると。だから、 と を反対にするとか、 の部分が前にあって、それでカルチャーコレクションというのでしたら順番的にはよろしいと思うんですけど、そういう整理をすれば、炭田さんがおっしゃったような、重複しているという感は除外できるのではないかと思うので、 を にして、中身を にして、それで現在の前半部分がダブっているようでしたら、それを削って、もしくは、現在の に足しておいて、新しい項をカルチャーコレクションという形で設定するのであれば、異議はないです。

磯崎座長 私も同じような感触があります。 の 31~34 行、ここが の最初と重複しているので、先に の項目があって、その後にカルチャーコレクションを特別に取り上げて書くという、その整理のほうが全体的にわかりやすいと思います。ここは、 、そして で、重複を外す、という整理の仕方をするということとしたいと思います。

炭田委員 念のために申し上げます。10月21日の論点整理表だと、【シ】のタイトルは「コレクションや大学等が所有する遺伝資源の扱い」となっています。この資料 1-1 になったときにタイトルがちょっと変わったということで、だから論点整理表のタイトルに従えば、おっしゃるとおりですね。

寺田委員 検定菌ということについて植物の場合ことを考えると、植物にも病気がいろいろ発生するわけですけど、そうした場合に、例えばトマトについて何とかという病気が発生すると、それがその後、農薬散布などに対応して、レース分化といって、いろいろな菌の新規な系統が突然変異し分化するわけですね。菌が変わって病原菌の感染力がより強くなったりすると、それに抵抗するトマトなどがないと病理学的分類などが困難になってしまいます。そこで、うちで売っている「桃太郎」というトマトのシリーズのうちの特定の何とかという「桃太郎」品種はこの新レースに強いとかということで検定用植物として選ばれるような事態となります。検定植物というものと、検定病原菌というものが組み合わせになって、いろいろとしたグループが分類できてきて、それで研究が進むわけです。そういう研究は、大学でやっているところでは基礎研究なのでしょうけれども、我々民間企業としては非常にダイレクトに育種に結びつく産業的な研究なのであって、ここで書かれているように、産業とは関係ないと明確に分けられるのかということ、分けられないと思うんですけど、その辺は、カルチャーコレクションの話はわからなくはないと思うんですけど、研究機関とか大学が持っている場合に、そういうような病理的研究というものは、そんなに単純に基礎研究として分けられるのかなと私は思います。

炭田委員 ここは公的サービスコレクションの話ですね。コレクションが、外部に分譲する時に、コレクションと分譲を受ける人の間で書面にサインする。いわゆるマテリアルトランスファー(素材移転)の書面ですね。そのときに、分譲条件を明記する。分譲目的はこれこれのですよということでサインすれば、そこで仕分けられる。これが実際に動いている姿ではないでしょうか。

寺田委員 それで MTA で遺伝資源をジーンバンクなどからもらうと、企業としては、それをを用いて、先ほどの例では、強いトマトをつくる研究に使うわけですね。それは基礎研究なのでしょうか。、ある意味、育種の途中なので、すぐに売れるわけではないのですが 例え 10 年後に商品になるわけですけど、それは基礎研究であるものなのか、産業的開発研究であるのか、何なのか、非常にグレーゾー

ンだと思うのですが、いかがでしょうか。

小幡委員 ご指摘はごもっともなですけど、我々学術ではそういうスタンスはとっていません。非学術・非営利目的のものは学術研究、営利機関でやるものは営利目的と区別しています。ですから、学術と営利機関が、非営利と営利がやる共同研究は営利目的です。営利機関から資金を得てやる研究は営利です。そういう仕分けをしています。ですから、寺田さんがグレーとおっしゃいましたが、我々としては白黒をはっきりさせているつもりです。

そうでないと、相手に説明するとき、海外に説明するとき、またいろいろな生物遺伝資源に対する主権者がいまして、その人たちがどう物を使われるのかと非常に気にしていて、商業利用だったら課金しますというときにどういう仕分けをするかというのは非常に重要で、今申し上げたような、グレーゾーンをなるべく少なくするような仕分けをしております。

鈴木委員 先生に反対しているわけじゃなくて、むしろ、自分は昔から、微生物の例えば検定菌は検定にしか使わないということで作るという範囲と、それから、もちろん今おっしゃったような商業利用というのは、その可能性がある、まさに物を生産するストレートな菌がありますが、これは明らかにおっしゃるとおりだと思うのです。ですけど、例えば検定菌や分類学的基準を、まさにその目的だけにすると、何かうまく、多分それをちゃんと学術という範囲を広く捉えることってできないでしょう。

小幡委員 正直申し上げて、国際的に鈴木先生のおっしゃることは非常に難しいということは、鈴木先生が一番よく知っていることで、検定菌でも基準株でも営利団体に渡したら営利目的だという理解です。そうでないと、国際的にいろいろなバイオリソースのやりとりというのはできませんので、そういう仕切りにしています。ぱしっと切ったということが言われるかもしれないですけど、現実社会で、欧米の機関と対応するときはそのようにしないとやっていけないというところがあります。

鈴木委員 コモディティのときも、レストランが買った場合と主婦が買った場合で違うかなと思ったこともあったんですが、やっぱりそれは同じですね。そういう意味で、もし、今の番、番の流れの中で、ちょっと微生物のカルチャーコレクションが特殊かどうかわからないんですけども、むしろ番が先あって、全体的な話があった上で番に、カルチャーコレクションの、さっきのご指摘があったように、一つのその専門のそういうものを位置づけるあれをつくっていただけたら、自分の立場としてはありがたい。よろしくお願いします。

磯崎座長 それでは、先ほどのような整理の仕方にします今、小幡さんから指摘があったので、この表題もそうですが、また、文章の中で、「非商業目的の学術研究」という言い方をしているので、学術研究には商業目的のものもあり得るという前提です。ここでは、非商業目的という、先ほど整理されたように、営利と非営利がまざっている場合は営利に置くということです。その立場での非商業目的の場合についての説明ということで、使われている文章上も整理がされていると思います。

小幡委員 1点だけ、蛇足かもしれないですけども、例えば特許をとるという行為、大学等でいろいろ推奨していますし、産学連携もあります。それは学術機関における営利を目的とした研究だという仕分けをしております。

磯崎座長 そうしましたら、と について、今のような形で、次に ですが、これについて説明をお願いします。

辻田係長 15ページの8行目からの「 遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い」をご覧ください。

ここでは、本文としては、「議定書の範囲内である先住民社会及び地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的な知識を遵守措置の対象とするべきである」という内容を記載しています。

検討課題は一つでして、初めに、伝統的な知識については、条約や議定書において定義がなされてい

ないことなどの説明を書いた上で、16行目からになりますが、「提供国が法令において対象とする自国の先住民社会及び地域社会が有する伝統的な知識の種類等の一覧を作成し、クリアリングハウスを通じて周知していることを遵守措置の対象とする前提とすること」というご意見を記載しています。また、この記載について、「周知しているものの範囲内で遵守措置の対象とするものを決めること」という別の表現の提案もあります。さらに最後に、「また、この場合において、一覧を作成等しない提供国の遺伝資源に関連する伝統的な知識についての扱い」というご意見が出ています。

磯崎座長 本文は短いですが、結局、誰が先住民社会・地域であるか、それから、そこが有する遺伝資源に関連する伝統的知識というのが何なのかというのが、条約や議定書では明確な定義がないということで、このような書き方になっていて、結局、検討課題が非常に大きいということです。

これも、提供国の伝統的な知識の話ですが、この点についていかがですか。

浅間委員 まず、この番につきましては、シンプルにまとめていただきまして、特に9行目と10行目のこの2行に、まさしく本文のところが集約されると考えております。今、磯崎先生が言われたとおりだと思います。

それで、検討課題のところ、解釈の部分もいろいろあるのですが、では一体何が対象になるというのは、定義もない中でわからないわけですから、まず提供国側がクリアリングハウス等を通じてきちんとそれを周知するというのが一つの方法ではあるということになると思います。ただし、これは、相手先のことを100%信じてということになりまして、それはあなたたちの国の意見はちょっと違うんじゃないでしょうかということも当然あり得るわけです。こういったことも含めて、全て国内の対象になりますねということになると、ちょっとそこは行き過ぎな感がありましたので、そのところはまだ議論が必要であると思います。

それから、検討会の中でも何回か申し上げましたが、こういったことについて、例えばクリアリングハウスを通じて周知されるということは、相手国がそれを表明したということになりまして、そういったものの反論というものは民間ではなかなかできないという部分がありますので、ここについても、先々は、もし反論すべき場合があった場合はどうしたらいいのかと。やはり国としてやっていただきたいというのが私の気持ちでございますけれども、そういったところも踏まえて、全てが対象になるわけではないということはしっかりとこの検討課題の中に入れていただきたいと思います。

磯崎座長 今の場合、この現在の13行目から20行目で、この書き方について何か具体的な提案というのはありますか。

浅間委員 書き方としましては、18行目の括弧の手前の「を通じて周知している」から、同じ18行目の黄色のスラッシュの後の「ものの範囲内で」というところに文章を飛んでまとめていただければいいのかなと思います。

それから、19行目の後ろのほうで、「また、この場合において、一覧を作成等しない提供国の遺伝資源に関連する伝統的な知識についての扱い」と書いてございますが、記憶が間違っていたら申し訳ないのですが、ここの議論はあまりなかったような気もするので、果たして検討課題として挙げるべきかどうかというのはちょっと考える点かなと思います。

辻田係長 事務局から補足しますと、18行目の「周知している」の後の「ことを、遵守措置の対象とする前提とすること」の部分は、小幡委員の以前のご発言をもとに書いているものです。また、その行が終わって、19行目の中ほどからの「また、この場合において」以降の内容は西澤委員から書面でこのようなご意見の提出があったことを踏まえて記載しているものになります。

小原委員 中身に関してはあれなんですけど、今のご議論を聞いていて、最初の9行目、10行目とい

うのは、議定書そのものですね。だから、ある意味当然で、私の今の感じだったら、「対象とすべきであるが、いろいろ定義がなされていないこともあり」云々で、何らかのことをしないといけない。その中身に関しては、ちょっと今いくつかの意見がありますし、最後のものもどの程度入れるかどうか分からないけどという形になるのではないかと思うのですが。

炭田委員 私も、「対象とする」とだけ書いて、じゃ、その対象とするかしないかは何を基準に決めるのかというと、おっしゃるとおりです。

小原委員 そのあたりはコンセンサスがあるわけですから。

炭田委員 私の限られた知識ですが、条約加盟国の中で伝統的知識に関する法律を持っている国は、極めて少ないと理解しています。ABSに関する国内法令を持つ国は加盟国のたかだか 20~30%と思いますが、伝統的知識に関する法律を持っている国はほんの 2~3%あるかないか、くらいではないでしょうか。だから、貴国の法律によれば何が伝統的知識なのか、その基準を示せと言っても、ほとんどの場合、国の基準がないのではないか。なくても、NGO 等を通じて風評が広がるのが実態なのではないか。

だから、おっしゃるように、これこれの基準があれば、これこれをするということを書かないと、遵守措置の運用のしようがないと思いますね。

小幡委員 炭田さんのおっしゃるとおりだと思って、今のままですと、「すべきである」。あと、何が起きて、じゃんけんの後出しで、つくって、後から言われるのは大変なことです。13 行目から 18 行目のことを私は申し上げたわけですが、事前に知っておかなければ大変なことになりますから。そういうことで 18 行目まで、前提とすることまで書かせていただいたのですが、でも、「ものの範囲内で、遵守措置の対象とするものを決めること」でも、もちろん結構であります。

浅間委員 先ほどの小原先生のお話なんですけども、まさしくこの 9 行目と 10 行目はもう既に条約で書かれていたことで、今のこの場では、もう当たり前のように語られているんですけども、残念ながら、第 6 回の高倉先生の説明がきちんとあるまでは、この先住民と地域社会というところの位置づけというものが、実はあまり共有できていなかったという事実があります。

この検討会においては、ここがしっかりと認識できたということがまず一つの大きな成果だと私は思っておりますので、ここは、条約どおりであろうと何であろうと、まずはここできちんと、ここを認識したという文章がどうしても私は必要だと思っています。その上で、まだ検討課題があるので、そちらはこの「検討課題」でまとめていただいた、というような流れでもいいのかと思っております。

磯崎座長 この文章ですが、通常書き方になっています。おそらくこの文章の意味は、遵守措置の対象とされる先住民社会及び地域社会が有するこれこれの伝統的知識は議定書の範囲内にすべきである、あるいは、議定書の範囲内に限定、とどめるべきである、ということです。言いたいことはそっちで、「議定書の範囲内である」というのが前に修飾語がついているので、意味づけが弱いようです。今のように、対象とすべき何々は「議定書の範囲内であるべきだ」を後ろへ持ってくると、先ほどからの懸念は解消されるんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

小原委員 わかりますけど、全く素人質問だと、そうした議定書の範囲内であると。だけど定義がされていないからわからん、ということですね。そうすると、後の検討のしようがないから、小幡先生がおっしゃったように、検討の結果、例えばこういうことの縛りをつけるべきではないかというように思うのですが、

磯崎座長 例えばですが、非常に幅広く先住民とか地域社会を捉えたり、さっきと同じように、遺伝資源という内容を非常に広く捉えたり、あるいは、関連するというのがない場合の伝統的知識が挙げられたりというような、そういう場合に対して、議定書の範囲内のことしかここでは対象にされていない

ということを書いて、それ以上細かく書くと難しくなるかと思うのですが。

寺田委員 私もここは、伝統的知識の対象をリスト化するというところに重点があるのではないかと思うのです。リスト化を、日本の国内法で義務づけるとかということが可能なかどうなのかというのはちょっと疑問なのと、あとは、これは伝統的知識なのであって、有体物ではなくて無体物というか、アイデアなので、極めて特許的な話のように思われます。リストかなんかにしてしまって公開すると、特に利益配分もせずに誰でもが使えるというおそれが多分にあるので、リスト化が可能なのかとかいうことですね。特許みたいに 20 年の権利がその文書によって発生すればいいですけど、発生もしないということになると、利益配分の権利を守れないのに公開するということになってしまうので、実際難しいのではないのかなと思います。

炭田委員 議定書の 12 条 2 項に、遺伝資源に関連した伝統的知識について国内法令を定める国は、クリアリングハウスでそういう情報提供をして、潜在的な利用者がわかるようにする仕組みを設置するという意味の規定があります。検討課題で黄色に書いてある部分はそういうことを言っているわけですね。ただ、遺伝資源に関連した伝統的知識の一覧表については議定書には明確には書いていないので、そこについての扱いは検討事項だと思います。

TK のドキュメント化の是非の議論が WIPO であったと聞いています。利用者にとっては、提供国の国内措置が原則だけ述べて、運用することが不可能であるというのが一番困りますね。

小幡委員 中身まで、どの辺まで詳しく公開すべきとかいうことは全く私はこの文章では触れてなくて、少なくともリストはないと。それも相手次第なわけです。ですから、そこまで我が国は他国のことを言えませんが、少なくとも一覧表は必要だと思って、こういう文章にしました。

藤井委員 一応念のためなんですけど、伝統的知識ってそもそも特許をとれるはずがないので、リスト化したから特許をとれなくなるとか、そういうことは考えなくて大丈夫だと思いますし、そもそも、これ、特許とは全然違う概念の権利ですから、リスト化というのはむしろあるべきだろうと思いますし、先ほどもおっしゃっていたとおり、むしろこれはリスト化して誰でもアクセスできるようにして、逆に、先行技術としてわかるようにしておいたほうが、いろんな意味で、ほかの権利なんかの安定性にもつながると思います。

磯崎座長 そのほか、よろしいでしょうか。

今までの意見ですと、の最初の短い文章ですが、「議定書の範囲内」というのを後ろへ、それを述語にするような形にする。それを、どうやってというのが検討課題になります。議定書の範囲内であるというのをどうやって見つけていくか、どうやって狭めていくかという、そのための課題がそこに書かれます。また、浅間さんから指摘があったように、18 行目の最初から後ろへ飛んで、真ん中の括弧のところからスラッシュまでを削除しても、意味は同じ、通じるということでした。今のような処理でよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 では、そうしましたら事務局で今のような形で整理をお願いします。

ここで 10 分間休憩をとります。午後 3 時、5 分前に再開しますのでお戻りください。

(午後 2 時 45 分 休憩)

(午後 2 時 55 分 再開)

磯崎座長 それでは再開いたします。

の項目について、事務局からお願いします。

辻田係長 とおっしゃったように聞こえたんですが、15 ページの 22 行目の「非商業目的の学術

研究利用の扱い」でいいですか。先ほどのご議論でも触れられていましたが、どうでしょう。

磯崎座長 さっき、 と をあわせてということだったので、もし、 で何か追加がございますか。さっきの と をくっつけてというのでよろしければ、ここは.....。

鈴木委員 くっつけるというよりも、むしろ が先にあって、その中で一つの具体的な話としてコレクションの話の後ろにさせていただければというふうにさっき発言させていただきましたけど、 が間にあっていいのかどうかという、 、 の順番がどうなのか。

磯崎座長 さっきの整理では、 を の前へ持って行ってと。

鈴木委員 そうですね。では、 が最後になるわけですね。ありがとうございました。

小原委員 ここ、修正になっていますけど、これは皆さん、よろしいんでしょうか。説明は全くなかったような気がします。

鈴木委員 いや、 の中身なんです。

磯崎座長 はい。では再確認ですが、 を の前へ持って行って、先ほどの のときに検討したとおりで、ということです。

では、改めて を。

炭田委員 質問です。 を の前に持って行って、 の中身を に融合させるということですか。

磯崎座長 はい。

小原委員 融合させるのですか。

炭田委員 そういう意味ではないのですか。

鈴木委員 違います。 の前に 番を。

炭田委員 融合はさせないということですね。

鈴木委員 融合はさせない。

小原委員 重複は省く。

炭田委員 のタイトルは、論点整理表にあるタイトルに変える、ということですね。

磯崎座長 はい。そして、 の最初の文章は重複しているので外す。

炭田委員 はい。

磯崎座長 そのほかまだ、じゃ、 の。

小原委員 修正案をかなり入れていただいたと思うのですが、これはこれで私はいいと思うのですが、28行目、「この規定は提供国の ABS 法令等の対象から非商業目的の研究利用を除外することを求めるものではない」ということで、これは8条の解釈として、ここでどういうふうな合意があったのかということをおきたいのですが、もちろん除外ということを求めるものではないけども、あの条文を真っ白な気持ちで読みますと、かなり義務規定ですよ。8条の(a)というのは、「each Party shall: Create conditions」ということで。だからかなり強いと思うのですが、逆に言えば、each Partyの意味もちょっと疑問なところがありますけども、提供国がコンディションを コンディションというのちょっと意味が微妙ですけども、つくらなかつたら、これは議定書違反になるんですよ。で、includingということでアクセスのプロセスを緩やかにすると書いてありますから、for exampleではなくて including ですから、これは義務規定だというふうに私は読んだのですが。

磯崎座長 そこまでは書いてなくて、考慮しながらつくるとのことなので。

小原委員 考慮じゃなくて、だって「shall: Create conditions」ですから、「考慮」とどこにも書いてないんですよ。

磯崎座長 整えるのは条件で、その条件の中身の中に、考慮しつつ、で、簡易な措置というのも含ん

で考慮です。

小原委員 これは、taking into account が、research が後で変更されるという可能性も考えておいてという意味ではないのですか。change of intent ですから、かなり強いことかなと私は思って、これは ABS の提供側のことだと思いますが、ちゃんとやっていただけると。

磯崎座長 ですから、8 条は、提供国が法令整備をするときに、特に考慮してほしい事柄を並べています。

小原委員 はい。ただ、「each Party shall: Create conditions」ということですから、素直に読めば、ただ、(b) は Pay due regard と書いてありますから、一定の考慮を払うということになっていますけど、(a) はかなりきついというふうに読みましたけど、違いますか。

炭田委員 Create conditions の次に to promote and encourage とあります。promote とか encourage という言葉は、途上国と先進国が交渉の綱引きをしたときに、途上国側が先進国側の主張を弱めるために入れたと記憶しています。Create conditions to conduct research よりも、encourage あるいは promote research というのは、間にクッションが入って意味を緩和していると思います。だから、Create conditions to promote and encourage research はそれほど強い表現ではないと思います。

ただ、小原委員が、途上国の研究機関と何か協定を結ぶときに、この条文を強い表現と信じて引用し、説得することは極めて賢明と思います。ちなみに、条約の 15 条 2 項に似たような表現があります。shall endeavor to create conditions です。これは奨励義務です。

小原委員 いや、それがないから……。

炭田委員 ないと安心したところ、後ろに promote and encourage で入ったのです。

小原委員 ただ、その後、including ということで規定していますから、これは simplified measures というのが、やっぱりやるんでしょうねということが……。

炭田委員 実は、COP10 当時の日本政府、特に文科省の方が学術研究の簡素な扱いを重要視して、国連大学も加勢に入って、交渉の末、やっと入れたのがこの条項です。そもそもないところにねじ込んで途上国に受け入れさせたので、それほど強烈には出来なかった、というのが、現場にいた人間としての理解です。

小原委員 条文というのはずっと残るものですから、条文に基づいて多分議論するしかないと思いますので、やはりこれは結構表現としてはきついなと思います。

磯崎座長 それほどきつくはないというのが、条文上も……。

小原委員 もちろん現場にいた方のお気持ちはよくわかっているのですが、条文を素直に読むと、やはり結構きつい表現だと私は思いましたので。だから、除外まではないですけども、やはりそれなりの配慮というのは期待した上で均衡とれた措置をとっていい、というふうに思いますので、そういうことを踏まえた表現になっていると、検討をしていただきたいなと思います。

磯崎座長 8 条の (a) で、もう一つは、開発途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する研究というので、これは学術研究の範囲を実はかなりここで狭めています。そういう場合に、先進国での遺伝資源、生物資源とかの、それに関する研究ではなくて、開発途上国における、しかも利用というのが、conservation と sustainable use で生物多様性なんですね。それに関する調査研究の奨励のためで、そういう場合に次のことを考慮して、簡易なやり方ともいうので、例えばこれを使うと、簡易なやり方というのは、開発途上国国内でのその生物多様性保全のための学術調査の場合、そのときには考慮するということがかかってくるけど、というのが途上国側からは言われます。

小原委員 particularly in ですからね、developing countries だけではないわけですから、まあ、広

く読んでもいいのかなと私は思っています。

磯崎座長 のところで、そのほかは、

小原さんは、ここで、例えばどのような修正……。

小原委員 いや、修正があるわけじゃなくて、「除外することを求めるものではない」というのは、そこまで本当にそうなのかなということ、ちょっとこれまでの議論がどうだったかということを確認したかったということです。除外を求めてもいいように思いますので。ただ、少数意見なのかもしれません。

磯崎座長 について、そのほかよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 では、MATに関してです。

辻田係長 16ページの5行目の「MATの内容に関する遵守への関与」については、本文の主な内容は、8行目の中ほどからの「遵守措置におけるMATに関する対応としてはその設定の有無の確認とすべきである。利用者によるMATの内容の履行に関しては、議定書第18条に基づいて対応すべきである」となっております。

検討課題としては、一つとして、「提供国がABS法令等において、MATを設定することだけでなく、MATに特定の内容を記載することを義務付けている場合で、この法令等の情報をクリアリングハウス等を通じて公開している場合に」、間を飛ばして24行目の中ほどから「遵守措置においてMATの内容を確認する必要性の有無」、もしくは「必要性はないことの確認」という内容になっております。

磯崎座長 これも、そうですね、今、最後のところですけども、提供国法令が契約内容までもし定めている場合であれば、それはPIC、許認可が出される段階でそのチェックがされているはずなので、結局、その場合であっても契約の中身まで確認する必要はないだろう、という意見が出ていて、それを反映したものです。

この についてどうでしょうか。

炭田委員 私からは、検討課題について申し上げます。18行目に、「一方で」とあり、その後ろに、「提供国は」と、今、座長が説明されたことが書いてあります。黄色が終わった後に、「これらを踏まえて、提供国がABS法令等においてMATの設定に加えてMATの内容についても規定しており、これを公開している場合は、遵守措置においてMATの内容を確認する必要性」となっていますが、「必要性の有無について実態を踏まえて確認すべきである」と、書くことを提案します。「実態を踏まえて確認すべきである」というのは、相手国に国内法ができている場合には、その内容の実態を踏まえて、という意味です。

18行目の「一方で」は削除すべきです。

13行目から18行目は、既に24~25行目でカバーされているから長々と書く必要はないので削除する。

このポイントは先ほど私が申し上げた所をちょっと修正すればカバーされます。

磯崎座長 13~18行と、それから黄色いところの最初の「一方で」も削除。で、「一方で」の後の「提供国」から始めるということですね。

炭田委員 はい。現時点では、締約国で議定書を満足するABS国内法をちゃんとつくって公表している国がない状態なので、実態を踏まえないで仮定を積み重ねていく議論はできるだけ避けたほうが、全体として進行が早くなると思います。

磯崎座長 要するに、原則として、MAT、契約については、契約に関する制度のもとで、その契約の履行、不履行は18条の範疇に入る事柄である。国内法令で契約の中身まで制約するような場合、その

場合というのを検討課題に書いているという。で、今、炭田さんからのように、前半部分が重複するので、検討課題の前半部分を削除、という整理の仕方ですが、この について、ほかの方いかがですか。

小幡委員 ちょっと炭田さんにお伺いしたいのですが、そうすると、18行目の「提供国は」から始まるわけですね。それで、この黄色い部分が「必要はないと考えられる」ということで、黄色が終わりますよね。その後ろも必要なのですか。後ろは必要ないと思います。ここもまた重複しているようなことを書いているのですが。「ないと考えられる」と言っておいて、後ろの黄色でない部分は、「内容を確認する必要性の有無について実態を踏まえて確認すべきである」、黄色い部分と後ろの部分が、齟齬が出てくるように思います。

炭田委員 仮定の話だけれど、ある特別な国の場合に 国内法の中に契約書の内容まで指定したような法律があった場合には、実態を踏まえて、つまり、その法律の条文を踏まえてどうするかはそのときに検討する、という書き方になります。

小幡委員 そのようには読めないのですが。

炭田委員 例外的な場合はあり得るわけです。ある提供国がそう言い張れば、あり得るわけだけど、現在、そういう状況を我々は知らない。もし、そういう事態が発生したときに、その実態を踏まえて対処するという書き方がよいのではないかと思います。そのように文を修正する。

別の話ですけど、7行目、「PICにより取得されており」となっていますが、「PICが取得されており」と。つまり、PICというものを申請、取得するわけだから、「PICが取得されており」と。「国内法令によりPICが取得されており」と。

磯崎座長 いや、15条の書き方が、have been accessed in accordance with、たしか現在完了形の...。おそらく、その原文の意味を表して。

炭田委員 ああ、そうですか。

磯崎座長 というのは、許認可の中に、こういう条件でとか、こういう形でという、許認可証の中に何らかの条件をつけられることが多いわけです。そうすると、それを持って現場へ行って交渉をする。それで、最終的に入手するまで、そのときに、PICに書かれてあるその条件に従って現物を入手するという、そのことを意味しているのだから、ここはそれを含んで、表して、「PICにより」、あるいは「PICに従って」ですか。

炭田委員 その前に「従って」があるから。

磯崎座長 はい。

炭田委員 ほかのところでは、申請者側に立った表現で、英語では、PICをobtainするとか、それから、許認可側に立ったらgrant、PICを与える、付与する。そういうような形で、「PICが」という文字になっているのは、このテキストのほかの部分にありましたので、それとの整合性で、「PICにより」を「PICが」ということを提案させていただきました。それだけの理由です。はい、わかりました。

磯崎座長 そうしましたら、 ですが、小幡さんからの指摘のように、確かにちょっと21、22行目と23～25行目が一部齟齬というか、ですね。

「ないと考えられる」とした後に、何かの懸念を考えてだと、現在の23～25行目のようなはっきりしたのではなくて、何か特別なケースがあるかどうかを検討する、みたいな、そんな書き方でしょうか。

「重ねて内容まで確認する必要はないと考えられる。ただし、特別な事情があるかどうか検討する」と入れるか、あるいはそれ自身が要らないか、ですね。

小幡委員 妥協案っぽいのですが、「必要は原則ないと考えられる」でおしまいにしておいて、原則以外のことも今後起きるかもしれないので、現在は「ない」で止めておいてもいいような気もし

ます。ただし、その前に「原則」という単語を入れておけばよろしいと思います。もう少し適切な単語があれば、もちろんそれで結構ですけど。

磯崎座長 では、現在の黄色い文章で、後ろのほうに「原則としては」のような言葉で含みを残すということ。

外務省は、そこは何か追加の意見がありますか。 で。

外務省 最後に、まとめでよろしければ、あわせて発言させていただきます。

磯崎座長 そうしましたら、 番について、今のような整理をお願いします。

では、 についての説明をお願いします。

辻田係長 16 ページ、27 行目からの「 既存の国際的制度枠組み (ITPGR 等) との関係」に進みたいと思います。

28 行目からの第 1 段落では、議定書第 4 条 4 に基づき議定書の適用が明確に除外される対象としては、ITPGR の多数国間の制度の対象となる ITPGR 附属書 掲載作物が考えられる、ということ。

33 行目からの第 2 段落では、遵守措置は、議定書第 4 条 1 に規定される、議定書は他の国際協定に基づく締約国の権利義務に影響を及ぼすものでなく、議定書と他の国際文書の間には優先順位は存在しないとの原則を踏まえたものとすべき、という内容になっております。

検討課題としては、概要は 17 ページの 6 行目からの、植物育種では ABS に係る権利義務が複雑化しやすいという課題があるが、この課題は ITPGR の附属書 掲載作物に限らず全ての植物に共通であることを踏まえて、多数国間の制度で使用される定型の素材移転契約 (SMTA) を用いて ITPGR の附属書 掲載作物と同様の形で ABS を実施している場合には、附属書 以外の植物種についても遵守措置の対象から除外すること、という内容になっております。

磯崎座長 それでは、 の、特に ITPGR とのすみ分けです。ここはいかがでしょうか。

寺田委員 これは植物関係なので私が一番関与していると思うのですが、私の言いたいことは、17 ページで先ほどご紹介があったところが主なことでございまして、ITPGR に附属書 というのがありますが、それに載っているいくつかの作物に例外が限定されるのか、限定されないのかということで、非常に大きな問題があります。

16 ページに書かれているように、明確に除外されるものが附属書 掲載の作物だけだと明言すべきなのか、どうなのかということなのですが、私としては、明言すべきではなく、曖昧だから明確にしてほしいという意味なのですが、ここだと附属書 の作物だというふうに断言されているかのように理解されやすいように思われるので、若干私の意見とは違うのですが、それでこの検討課題というところに私の意見が書かれているということになっていると思うのですが、できれば、上の本文のほうで断言もしてほしくないという気がするのですが、その辺、本文のコンセンサスとしてはいかがなものかと思うのです。

磯崎座長 そうすると、「明確に」という言葉を外せばいいということですか。

寺田委員 そういう意味ではなくて、条文から考えると、明確に例外になるのは附属書 だということなのだと思います。それ以外の附属書 に書いていないものについては、曖昧だということではないかと思うのですが、それにしても、附属書 だけが対象となって、それ以外は対象ではないみたいな印象を、この の 31 行目のところで受けるので、対象が附属書 に限られるかどうかというのはわからないというようなニュアンスに、この本文もしていただけないものかと思います。限定されるかどうかは、わからないけれども、この後ろの検討課題部分で、寺田の意見としては、全部の植物にすべきだと考えられる、という本文のコンセンサスにさせていただけると私としてはありがたいと思います。

磯崎座長 議定書の4条4項の条文が、さまざまな特定はせずに書いてあるという、その趣旨ですね。

寺田委員 そうですね、はい。

磯崎座長 ですから、利益配分ということが対象になっていれば、というのが4条4項の書き方なので、附属書 というのをここで特出ししない書き方ですかね。

寺田委員 そうしていただければ、ありがたいと思います。

農林水産省 今、寺田委員が言ったこととほぼ同じ趣旨なんですけれども、例えばやり方として、検討課題というのと本体のところと線で引く作業をやっているようなところがありますので、どれぐらいの確度があるかによって、断言するか、断言しないかということを考えますと、この4条4で言っているのは、ITPGR というところまで決めていないので、今の段階では、この対象となる、そういう国際枠組みとしては、我が国としてはITPGRが対象となると考えられる、そこまでが本文に入って、検討課題の中では、一つの例として、附属書 ということもできるということも考えられるし、もっと広くも考えられる、そこを検討しましょうねという、検討課題のところと附属書 で切るのかどうかということを考えてくださいということに、その線引きのラインをもうちょっと上に上げるといいのか、下に下げるといいのかあれですけども、そう変えていただければ、寺田委員の趣旨もほぼ満たされるのではないかなというふうに考えますけども、いかがでございましょうか。

磯崎座長 4条4項との関連で、この最初の4~5行の段落で、ここまで細かく書かないで、という。ただし、ITPGRという名称は、それが対象になるというので、ITPGR自身は出すとしても、その中の区別まで、それは後ろの検討課題のところと扱ったほうがいいということです。

そのほか、このところとどうでしょうか。

経済産業省 既存の国際的枠組みについて、ITPGRがあるということについては特段議論がないかと思いますが、CBDの本体のほうを見てみますと、第22条第2項でしょうか、そちらのほうに、国連海洋法条約がリファーされておりますので、それについても国際的枠組みとして位置づける必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひご議論いただければというふうに考えております。

磯崎座長 その場合は、検討課題のところですか。というのは、ABSに関連する規定や制度を持っているというのが4条4項なので、現行の海洋法条約だと、ABSに直結する制度までを現行条約の中で読み込めない。今後、海洋法条約の中で、公海部分、深海底部分などにそういう制度をつくっていくという可能性はあるかと思うのですが、将来課題ということでの整理が、現行で既に動いている条約制度と今後動く制度との間での区別ができるかなと思うのですが。

中澤補佐 今のご指摘は、海洋法条約での公海におけるABSの議論を念頭に置かれたのかもしれませんが、公海はどの国の国家主権も及ばない地域と理解されますので、15条や16条が適用されることはないのではないかなとも思うのですが、今ご指摘があった部分は、こちらでも頭の体操はしてみたいと思いますが、そういうことになるのではないかと思います。

経済産業省 国連海洋法条約自体は、ABSの枠組みは入っていないのですが、生物資源に対する規定というものがございまして、それとの整理ということが必要になるだろうということで、あまり実質上の大きな問題になると考えておりませんが、一応問題点としては位置づけておく必要があるかなということで、今回ご発言させていただきました。

先ほど言われました、議論されている公海上の遺伝資源の取り扱いに関しては、委員長も環境省の方も言われたとおり、今後調整が必要になるということで、留意していく必要はあるものだと考えております。

磯崎座長 それでは、そのほか について、なければ、次のところですが、(4) の monitoring ですが、これについての説明をお願いします。

辻田係長 (4) の は、ア～カに分かれています。まずアの「効果的な確認の方法」の部分についてご説明します。

17ページの16行目からになります。概要をご説明しますと、1段落目では、事業所や研究室の中で使用されている全ての遺伝資源の利用過程について、直接的に監視することは効果的ではない、ということ。むしろ、例えば論文発表等の成果が出る際に、遺伝資源の出所等の情報を自発的に明らかにすることの重要性について、利用者等の意識を高めていくべきである、ということ。

23行目の後ろのほう、ブラケットが付いた「ただし、特許取得や製品化に関しては、それらの承認審査に影響しないよう、チェックポイントは特許取得や製品化の承認当局とは異なる組織とするべきである」という内容がありますが、この内容は、前の部分の文章が違う内容だった段階で出されたものでして、この内容をまだ含めておくべきかどうかということについても後ほどご確認いただければと思います。

26行目からの内容は、前の段落にあった以前の文章を引きずっているもので、削除すべきというご意見が出ています。ここでは、「企業としては製品を販売できなければそれまでの投資が無駄になること、また、学術研究の最終的な成果は論文発表であることから、PICの取得やMATの設定がなされていない遺伝資源の利用による製品化や論文発表を防ぐことができれば監視の目的は達成され则认为られる」という内容になっています。

30行目からは、遵守措置においてチェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける場合には、利用者にとって柔軟性があり煩雑さが軽減されるよう配慮して、商業化時に申告を求めることとしているEUの当初の規則案の考え方を取り入れたものとするべきである、という内容となっております。

検討課題としては、1ポツ目は、遵守の方法に関しては、利用者による自発的な連絡や、チェックポイントによる国際的に認められた遵守の証明書の情報の確認、また、高度な技術に拠らないでできる限り簡素な方法での確認。また、ブラケットがついた「学術研究に関しては論文を受理・管理する部署による研究者への指摘についても検討されるべきである」という内容があります。この部分については対案として「学術研究は除外するべきであるが、自発的な連絡の方法として公的研究資金の申請時等に遵守を行う旨を宣言する等が考えられる」という内容が出ています。

もう一つ、6行目からのポツでは、遵守措置においてチェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける場合には、正確な情報の入手を確保すること、という内容。

9行目は行があいていますが、編集上のミスでして、意味はございません。

10行目からのポツは、議定書第15条、第16条、第17条を一体的にとらえて、第17条に基づいて具体的に機能する仕組みを考えること、という内容。

12行目からのポツは、遵守措置は第17条において使用される“shall”“would”“will”“should”の違いに応じたものとする、という内容。

14行目からのポツは、遵守措置の改善に役立たせることも念頭に置いて、チェックポイントに国内のABSに関する動向や、PIC取得やMAT設定の状況を把握する機能を持たせること、という内容。

17行目からのポツは、「遵守措置の信頼性を保つ観点からも、遵守措置の不履行の疑いがある旨の情報があった場合には、その案件について調査する機能をもたせること」という内容。

19行目からのポツは、チェックポイントは遺伝資源の利用を取り締まるのではなく、適正な利用を確保するための確認と注意、指摘をその機能とすべきこと。極めて少数の悪意ある利用者の制裁を重視す

るあまり、大多数の合法的な利用者を苦しめるようなものとすべきではないこと、という内容。

最後、24行目からのポツは、「アクセス手引き」の実施等の経験を踏まえること」となっております。

磯崎座長 ある意味で、この議定書で実際に運用する手段の中心になる17条の規定です。それに関連してということですが、今の17ページから18ページにかけてですが、ここについて、黄色い修正部分も入っていますので、それら含めて、いかがでしょうか。

吉田委員 最初、私はさらっと読んで、そのまま意見を出さなかったのですが、北村先生の資料2-5のご意見を拝見して、これはやっぱりこの会の報告書としては直しておいたほうがいいかなと思ったのは、18ページの19~23行の部分でございまして、その上の2行もあるのですが、やはり私も気持ちとしては、ほとんどの人が善意の利用者であって、悪意のある利用者は非常に少ないと思うのですが、国内法である以上、そういった悪意のある利用、あるいは非常に不適切な、ちゃんとPIC、MATの取得などがきちんできていないというようなものに対して何もできないという状態ではまずいということで、あまりにもそういった不履行に対する対応が不十分になるような書き方をこの委員会がするのは不適切かなと、北村先生のご意見なんかを拝見して思いました。

そこで、私の提案としては、「チェックポイントは遺伝資源利用の監視（monitoring）と利用に関する透明性の向上を通じて遵守を支援し、信頼性を高めることを目的とし」で、次の「遺伝資源の利用を[取り締まる/規制する]のではなく」を消して、「適正な利用を確保するための確認と注意、指摘をその機能とすべきである。」で、その後の「極めて少数の悪意のある利用者の制裁を重視するあまり、大多数の合法的な利用者を苦しめるようなものとすべきではないこと」は削除する。

以上です。

炭田委員 この意見を言ったのは私ですね。論点表の6ページ、(3)の【チ】に出ています。これは、遺伝資源利用者としての立場と正直な気持ちを表しています。私は、これを検討事項ではなく、このセクションの本文の冒頭に持っていくべきと考えます。

21行目の黄色の部分に「適正な利用を確保するための確認と注意」とありますけど、規制に関連した議論をするときは「確保する」という言葉は非常に問題になり得るので、これを削除して、「適正な利用のための確認と注意」としていただきたい。

それから、「遺伝資源の利用を[取り締まる/規制する]」の部分ですが、チェックポイントの基本的な機能についてはまだ本格的な議論はされていない。17条の英語原文を読むと、shall以外に、shouldとかwould等の緩和された表現を入れている。ところが日本語仮訳では「べきである」と訳され、shallと区別ができない表現になっている。我々は、チェックポイントの機能について何らのイメージが固まっていない状況で、遺伝資源の利用者である学术界や産業界に対して、政府から、実態を踏まえずに厳しいルールを押し付けられることを、最も懸念しているのです。

だから、「極めて少数の悪意ある利用者の制裁を重視するあまり、大多数の合法的な利用者を苦しめるようなことをすべきではない。」は我々の本当の気持ちです。

我々、もう、十数年にわたって全国的に普及啓発の活動をしています。また、これまでに相談窓口には500件ぐらいの相談がありました。悪いことしちゃったからどうしようという相談はなく、これから海外と共同研究するんだけど、何を気をつけなければいけないんですかという誠実な質問ばかりです。そういう人が国民の大多数を占めることを経験として知っているから、「極めて少数の悪意のある利用者の制裁を重視するあまり、大多数の合法的な利用者を苦しめるようなものとすべきではない」というのは我々の誠実な願望です。だからこれはぜひ入れていただきたい。

私が申し上げたいのは、この19行~23行のパラグラフを、17ページの(4)チェックポイントにつ

いて、のセクションの13行目の の次に移動していただきたい、ということです。

小原委員 今の炭田委員の意見に賛同いたします。吉田先生のご意見はよくわかりますし、うまくいい案ができたらいと思うんですが、じゃ、どうするのかといったときに、結局規制をしていくとこうなっちゃうんですね。だから、「極めて少数の悪意ある」というのを書いておかないと、どんな規制であっても、やはり萎縮しちゃいます。だから、国内の措置を考えるとという意味では、これは少なくとも我々、まあ、全員合意されないかもしれませんが、非常に重要なことじゃないかと思います。

17条に関しては、私も読みましたけど、第8条(a)に比べるとかなり弱く書いてあって、wouldなんていったら本当に仮定法ですからね。だから、チェックポイントはつくるけど、その中の履行方法というのはかなり裁量に任されているというふうになっておりますから、その中で、もちろん悪意ある利用者を制裁することは、それは絶対必要だし、何かをインプリメントしないといけないわけですけども、そのことによって角を矯めてということにならないようにしないといけない。これはやっぱり最初に持って行ってほしいと思います。

関連して、その前の17ページの、これは削除と書いてありますけど、28行目に、それをとっていない論文発表　まあ、製品化はそうだと思いますが、「論文発表を防ぐことができれば監視の目的は達成される」とあります。これもそうですけど、監視はできても、結局学問を全部潰してしまうということになってしまいますので、同じ発想で、ここも削除していただきたいと思います。

鈴木委員 今の17ページの、自分の発言がもともとは、特にいわゆる事業所組織の中での使用目的や使用プロセスまで監視するという議論があったときに、そこまでしなくてもという話がちょっと、事例の出し方がちょっとまずくて、表現が自分の意図するところになくなってしまったのと、それから、ほかの方々の事例とが一緒になっているのかと思うのですが、私の参考資料にも書かせていただきましたけども、特に特許の問題は、前に話もありましたけれども、実際の、要するに原産国の表示義務なんかの議論が今あるところであったり、そういうことから、ちょっと事例として適切でないこと。それから、論文についても、ある意味、趣旨としては、今、学術的な情報としての分離源とか、そういうものがあるので、その辺を自発的にやるところを緩やかに意識を高めていくという範囲で書かせていただければもう十分かと思いますので、大雑把に言うと、この黄色いところは削除して、自分の入れかえる部分の最小限のことは参考資料に書かせていただいた形にしていだけたらと思います。

磯崎座長 今のは、23行目でしょうか。

鈴木委員 21行目～25行目です。

磯崎座長 「むしろ」から始まって、ですか。

鈴木委員 そうです。ただ、それもちょっとバージョンがいろいろあってわからなくなったかもしれませんが、要するに参考資料2-7に書かせていただいたように、修正後でいいますと、「組織内で行われた、直接監視することは実際的ではなく、論文などの分離源の情報の重要性に対するコミュニティや関係者の意識を高めていくべきである」があれば十分と考えています。

藤井委員 17ページの23行目、括弧の「ただし」から、25の「(削除)」の後の括弧までですけども、これは前回私のほうで出させていただいたのですが、冒頭の説明にもありましたとおり、ここに特許と、要はチェックのタイミングに特許出願とかという例があったので、これは、書いておかなきゃと思って出したものなので、それがなくなっている以上、これは削除していただいて構わないです。

小幡委員 鈴木さんの発言があったように、17ページの26～29行は削除していただきたいと思いません。それで、その上の21行から、「効果的ではない。むしろ、例えば論文発表等の成果が出る際に」というところ、鈴木委員のご意見、参考資料2-7にあるんですけども、そちらのほうが適切だと思います。

この「遺伝資源の出所等の情報を自発的に明らかにすることの重要性」とありますけども、遺伝資源の出所を明らかにするというのは、自発的でなくてもとても大事なことで、学問研究において再現性を確保するためには、遺伝資源がどこから来て、どういう性質を持っているものと明示する、それらを記載しないと、他の人は再現できませんから、そういう意味で、「自発的」ということは全く必要なく、そのように、鈴木さんが書かれたようにされればいいと考えます。

磯崎座長 現在、17ページの21行目～23行目、これを、鈴木さんの出した意見書の文章を使ったほうがわかりやすいと。それから、23行目の後ろのほうからの「ただし」以降は削除してよいということです。それから、26～29行目について、鈴木さんの書かれた文章、その中に含まれるということで削除というのが、17ページのほうでは、今の状況ですが、ほかに何か。

辻田係長 事務局から補足ですが、17ページの26行目～29行目の内容は、検討会での鈴木委員と、今日ご欠席ですが西澤委員のご意見をもとに事務局で書かせていただいたものになります。鈴木委員はこの部分の削除については問題ないということでもいいですね。

鈴木委員 はい。削除するほうで、ですね。

辻田係長 それでは、西澤委員については、今日ご欠席ですので、事務局のほうからご連絡させていただいて、お考えを確認するというにさせていただければと思います。

小幡委員 確認なのですが、西澤委員が合意しなかったら、この本文に残るのですか。それとも検討課題になるのですか。私は、この文章は全く意味がない文章で、何をやるのか全くわからない文章だと思っています。

西澤委員が固執すれば、これは本文に残るんですか。検討課題に移すのですか。

中澤補佐 本文に残したほうがいいのか、それとも検討課題なのか、確認しながら、西澤委員のご意向を聞こうと思います。

炭田委員 私は、26行目～29行目、これは削除したほうがいいと思います。

磯崎座長 そうしましたら、西澤委員に問い合わせのときに、今の21～25行目まで、ここの削除と変更とかで、それを含めて聞いてください。

炭田委員 質問です。30行と31行の黄色の部分が新しく入っているんですけど、これをちょっとご説明していただけますか。

辻田係長 30行～31行については、30行の色をつけていない部分は事務局で言葉を補足した内容になり、黄色の部分は北村委員のご意見を踏まえて追加したものになります。北村委員のご意見としても、EUの当初の規則案のように、商業化のときに申告を求めるといようなやり方がいいだろうというふうにおっしゃっておられるんですけど、そうではない方法として、例えば遺伝資源の輸入時に情報提供を受けるとい方法も考えられるといようなことがあったので、輸入時の情報提供という方法は望ましくないといようなご意見として、事務局のほうで追加した次第です。このパラの全体の趣旨としては、EU規則案の考え方を取り入れたものとすべき、というものになっているかと思えます。

炭田委員 理解を明確にするために質問ですけど、私の記憶しているEU案は、デューデリジェンスシステムというのを設けて、それで製品化する前に、しかるべき当局に、我々はちゃんと遵守してきましたと宣言して、証拠書類などを渡して、当局のほうはそれが何か問題があれば指摘して、それをまた修正する機会があると、そういうふう理解しているんですけど、そのことですね。

辻田係長 はい。

炭田委員 するとここの文章とちょっとそぐわない。「遺伝資源の輸入時とすることも考えられるが」、つまり製品化とか何も書いていません。

辻田係長 「輸入時とすることも考えられるが」から、32行目の「遺伝資源等に基づいて開発した製品の販売承認を求める際又は商業化時等に相当な注意義務の履行について申告を求めることとしている EU の規則案の考え方を取り入れたものとするべきである」というふうにつながっているんですが。

炭田委員 30行と31行がなくても、下のほうで説明しているのだから、わざわざ入れる必要はないと思うんですけど。

辻田係長 それでは、そのようにするというので、北村委員と調整したいと思います。事務局として、この意見を入れた意図としては、輸入時というのはあまりやらないほうが良いというご意見も含まれていたほうが良いのかなと思ったためです。

小原委員 ちょっとその辺を整理していただかないと。もちろん、委員の意見というのは重視していただくことはいいんですけど、結局、事務局がつまみ食いしているという印象しかないのですね。それが重要なことで、主張したいのだったら、それは議論して、お一人の意見でも残せばいいと思うのですが、否定しているんだったら……。

炭田委員 私は削除したほうが良いと思います。もう一つの理由は、我々は「輸入」という言葉は今まで使ってこなくて、ここで初めて出るような感じですね。普通は「アクセスしたとき」などですね。「輸入」という言葉を使ったら混乱しそうになる。この言葉をわざわざ使う必要もないし、この2行は削除しても、下を読めば、趣旨はわかると思います。

小原委員 ただ、輸入というのはそういう意味で、金銭があるかなしかはともかくとして、今、僕は大学でも輸出入規制というのがあって、機械をつくって、それを持ち出すということは輸出になりますから、そういう意味では間違いではないと思います。

炭田委員 輸出入となると、多様性条約よりも貿易関連、何かそういうふうな感じになっちゃう。

小原委員 僕もそう思いますけど、この言葉自身は間違っていないと思います。

磯崎座長 私も、今、小原さんが触れたように、国家が管理する、で、国際的に移動するものというので、おそらく最初に「輸出入時」というのが出てくる。ただ、一般的にそういう形で出てくる輸入時ではなくて、という、そういう意味でこの文章が書かれていると思います。必ずしもそれがなくても、下の EU 案の説明で済むということでしたら、そのあたり、北村さんに、そういう趣旨を伝えた上で、確認をお願いします。

炭田委員 もう一点ですけど、18ページの13行目に「表現の強さの違い」と書いてありますね。「shall」「would」「will」「should」の表現の強さの違いに応じたものとする」と。私は、「表現の強さの違い」と書いてあるのを、「意味の違い」と書きかえていただきたいと思います。

小幡委員 18ページの2行目の括弧に入っている部分であります。「学術研究に関しては論文を受理・管理する部署による遺伝資源の」云々「についても検討されるべきである」、これを削除して、後段あります「学術研究は除外するべきであるが、自発的な連絡の方法として公的資金等の申請時に遵守を行う旨を宣言する等が考えられる」に差し替えるべきだと考えています。

辻田係長 原文のほうは鈴木委員のご発言に基づいて事務局で記載したものだったのですが、鈴木委員のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

鈴木委員 さっきのに関連させて、小幡先生が言われたような形でやっていただいたほうがつながるかだと思います。要するに、前半のを削除して、後ろのほうは採用するということですね。それでお願いします。

磯崎座長 今のは、で使われている言葉、それとのつながり、整合性があるということなので、そのような形の修正で、鈴木さんとしては、自分の発言にこだわらないという趣旨ですか。

鈴木委員 はい。

炭田委員 別の質問です。18ページの17行目、18行目、「遵守措置への信頼性を保つ観点からも、遵守措置の不履行(non-compliance)の疑いがある旨の情報があった場合には、その案件について調査する機能を持たせること」は、どなたが発言されたのですか。

辻田係長 北村委員からの書面でのご意見に基づいて書いているものになります。

炭田委員 「遵守の不履行の疑いがある旨の情報があった場合」は、誰から情報があった場合なのかを書いてないですね。利用者側から見ると、危ない表現になっている。「外部からの指摘への対応」というセクションが、22ページの第1行目にあります。外部からの指摘とかがあったときにどう対応するかというところがあるから、そこでもう一回、そのあり方を検討すべきで、ここからは削除すべきと思います。

小幡委員 今のに関連してですけども、この17行、18行は確かにここにはなじまないと思います。それで、同じく、22ページの(5)に「不履行の状況への効果的対処について」というパラグラフがあります。そちらに移すか、そちらについても関連したことが検討課題にありますので、そちらに移していいかどうか、移してみて検討したほうがいいような気がしました。ここではなく、わざわざnon-complianceの状況への効果的対処とあるわけですから、そちらに移して、その場で検討したほうがいいと思います。

経済産業省 18ページの1行目のところに、「親子鑑定のような高度な技術に拠らないできる限り簡素な方法での確認」という記述がございます。その部分の「親子鑑定のような高度な技術」という表現がございますが、これは、分子生物学などを用いた分析ということを想定されているのかどうかちょっと不明ですけども、まずそういう技術的な確認方法というのがあり得るのかどうかということについて、少しご議論いただければと思います。

あと、それから「親子鑑定」という言葉が果たしてふさわしい言葉なのかどうか。「ゲノム解析」がよりふさわしいのか、あるいは、そもそもそういう方法があるのかどうかについてご議論いただければというふうに考えております。

寺田委員 このところは私の発言を反映されたものだと思うのですが、植物品種の育種の場合、遺伝資源の子孫にまで利益配分を受ける権利が及ぶというふうに考えますと、ただ単なる、利用した遺伝資源と同じかどうかというような相同性の鑑定ではなくて、遺伝資源とは交配などによって異なってはしまっているが、親子あるいは更に下って子孫の関係にあるかないかということを確認することで追っていかないと、子孫の権利が確定できないわけです。それには特別な方法が実際に用いられてまして、分子生物的方法で、ヒトでは親子鑑定が結構確立されているのですが、ヒト以外ではほとんどこのような研究が行われていないので、全ての生物でこのような鑑定をやろうとすると、それぞれ今後基礎データをとっていかねばいけませんので、そういう膨大な作業をやるべきではないということ。

実際、ですから、実例はヒトの親子間の分析方法としてはあります。他の生物での応用の試みも多少はあります。そういうことだと思います。

磯崎座長 文章としては、やはりこの「親子鑑定」はあったほうがいいですか。

寺田委員 お答えいたしますと、結局、子孫も対象になるのかならないのかにだけ関連した問題です。この間からのお話からすると、子孫も対象となる可能性があるようです。市販品種のようなある遺伝資源の利用があって、それから10年ぐらい栽培種のようなものを掛け合わせてくると、子孫が実際には新品種として販売することが可能な段階に至ります。それについて、本当に子孫なのかを明確化しよう

とすると、結局、生化学的分析手法では親子鑑定みたいなことになってくるわけです。ですから、親子鑑定や子孫鑑定などの用語を用いないと、対応する技術がイメージしにくいと考えられます。

経済産業省 ご説明、大変ありがとうございました。大変わかりやすいご説明だったと思います。ここで議論されていますのはチェックポイントの機能ということかと思しますので、チェックポイントの機能として、例えばどういうものがあり得るのか。植物に関しては、例えば親子鑑定に拠らない方法での確認というのがあり得るのかもしれませんけれども、例えばほかの分野で実際どういうものが考えられるのかということに関して、今後の検討課題ということになる可能性が一番高いかと思えますけれども、そこについては明確な問題意識というものを今から共有しておいたほうがよろしいかなというふうには考えております。

磯崎座長 もしかすると、ここに、「植物」とか、あるいは「育種」とかというのを入れたほうがいいのかもありません。一般的に「親子鑑定」と文章で出てくると、想像するものが違うかもしれないので、何か、「植物の」とか「育種の分野で」とかという、それを入れておくと少し変わってくるのかなと思います。

寺田委員 17ページの、先ほど議論にあった、22行目のところで、遺伝資源の出所等の情報を自発的に明らかにすべきだということですが、これは植物育種の関連からすると、秘密にしたい部分なのですね。ここに記されている明らかにすべきだというようなことは、学術的な話に限定されることなのか、どうなのかということが疑問と思うのです。

先ほどの親子鑑定の話みたいに、結局、子孫が対象であるか否かは、ある程度遺伝資源というものを新品種の開発までにどういうふうに掛け合わせたかということを書かないと、実際のところは第三者にはわからないのですが、どういう育成経過で新品種ができたかということについては、なるべく一般には秘密として、チェックポイントの中とかクリアリングハウスの中で、必要だったら持つておくような情報になるのかなとは思いますが如何でしょうか。

小幡委員 この前に、「論文発表等の成果」とあるのでそういう発言をしたのでありまして、その辺は、論文等の場合はそういう趣旨であります。ですから、育種でそういうことをするべきではないとおっしゃるのであれば、そのようにただし書きで検討課題あたりに書くべきだと思いますけど、「論文等」という限定のもとに私は申し上げました。

磯崎座長 寺田さんの指摘は、あとは商業秘密についてという、そちらでも扱えると思います。

炭田委員 このセクション「ア 効果的な確認の方法」について、いろいろなご意見を伺いますと、コンセンサスと思われるものはまだないと思います。だから、37行目の「(検討課題)」は消して、委員の意見という形で全体をもう一回書き直す。その後、吟味して、コンセンサスに相当するものを抽出できるかどうか、ということではないでしょうか。

磯崎座長 18ページのほうではいかがですか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、この「ア」、17~18ページですが、本文のほうも、それから検討課題のほうも、あるいは、炭田さんからの指摘のように、本文と検討課題、両方の整理をまだする必要があるという、その辺を含めて課題としておいて、次の「イ」のところですが、事務局から。

辻田係長 すみません。その前に「ア」のところなんですが、炭田委員からのご意見について、第13回までは、このように検討課題と本文に分けたような書き方はしていなかったわけですが、この「ア」の部分については、前回の資料のようにして全部本文に書くということですか。ただ、そうすると、また「考慮されるべきである」とか、そうした表現も出てきてしまうかもしれないんですが、そうであっ

ても、そう直していくということですか。

炭田委員 申し上げているのは、このセクションは、「コンセンサス部分と検討課題」に分けるとい
う形式で整理するステージに進めるほどには煮詰まっていないので、今日は多くの修正提案が出てきた
のだと思います。この monitoring のところは、遵守措置に関して一番重要なところなので、よい成果
を出すためには、どの程度、コンセンサスに近いのか、今後の課題はどうかをもっと整理する必要
がある。

書き方をどうすればいいかについて私はすぐには答えられませんが、コンセンサスをつくり上げてい
くためには、もう少しステップが必要であり、この形式のままで進めるのは問題だという意味です。

寺田委員 結局、コンセンサスが決まってないなら、みんな検討課題ということで書いたらよろしい
のではないかと思いますけど。

炭田委員 そういう意味です。しかし、ほかのセクションにも「検討課題」があり、その「検討課題」
の意味とは同じでないから、「委員の意見」とすれば区別できるかなと、そういう意味です。

磯崎座長 事務局、今のところで何か。

意見であるというのをここでは生かしたほうがいいということですが。

辻田係長 章のタイトル自体が「意見のまとめ」としておりました、この 章に書かれてある内容
は全て意見であるという形にしているんですが、「ア」については、このような意見があったというよ
うな形で全部並べるという方向でいいでしょうか。

今のような書き分け方にするに際して参考とさせていただいたご意見として、丸山委員のご意見など
もあるんですが、丸山委員からは、この部分の文章だけ前の形式に直すことについて、何かご意見はあ
りますか。

丸山委員 決まってないことは決まってないと書くほうが正直なのではないかと思います。むしろ、
この内容を見ていますと、検討課題と本文の部分で、まだまだ検討が必要だと思いますので、その上で
コンセンサスがとれた部分については書くということで、もう少し検討が必要だということにもなるの
ではないかと理解しております。

堀上室長 今までのお話を伺ってしまして、事務局としても、これまでの議論を踏まえて、まとめ方
については、その意に沿うようにと思ってやってきてはいます。そういう意味で、本文と、それから検
討課題というふうに分けてきたわけですが、確かに、そもそも検討課題の中に、ある程度コンセンサ
スを得て、でも検討課題ですよとっている部分と、いくつかの意見が並列している部分も検討課題にし
ているという部分がありますので、そういう意味では、実は3種類あったということなんですね。

この項目に関して、それがどのくらいまとめられるかというのは、まだ我々も精査していない中で、
大体こうだろうというふうにまとめてきたわけですが、ある項目に関しては、並列していると、そうい
う意見の出し方も多分あるんだろうなというふうには思っています。

そういう意味で、どういうふうにまとめるかというのは事務方でも整理はしますけれども、なかなか
会議を何回も何回もやっていくわけにいかないということも踏まえて、それぞれの委員において、これ
は本文でも大体いいんじゃないとか、あるいは、これはコンセンサスを得た課題として整理するとか、
やはりこれは両論併記だということを、少し分けて意見を出していただけるようにしていただけると、
その後の整理がまたさらにしやすいものですから、ぜひそういうふうに考えていただければと思います。

磯崎座長 この「ア」のところなんですが、本文で書かれているのが 16 行目～21 行目くらいですね。
なかなか難しい、困難な面があるというのをまず書いています。その困難さを前提として、EU 案的な
対応が考えられるというのが本文の構成です。ここの、具体的に何かしようとする、なかなか大変で

あるということと、それを解消できるやり方として EU 案が参考になる。それ以外について、細かな点は検討課題にして、というのが現在の構成なんですが、その構成についてはどうでしょうか。

炭田委員 今、「現在の構成」と言われましたが、すでにいろいろな意見があり、構成も変わってきたと思います。今までのディスカッションの結果を反映した文を見ながら、議論したほうがいいんじゃないでしょうか。修正が入る前の構成で、いいとか、悪いとか、すぐには答えられないというのが正直なところですね。

寺田委員 この構成については、私としては非常に難しく、困難な問題があるが、最終的に「EU 案の考えを取り入れるものとするべきである」という流れとしては、まあ、そういうものかなとは思いますが。ただ、EU 案については、私が前から言っているように、欧州の植物の育種の団体としては、デューデリジェンス・注意義務の内容については、ちょっとこの EU の案それ自体の現状の規定では問題があるなと思っているので、EU 案そのものではないけど、こういう遺伝資源を利用した産物の商品化の前の時点で必要とされる情報提供を行うような考え方を取り入れるというようなことであれば、こういう構成でいいのかなと私は思います。

炭田委員 私の理解では、EU 規制案には前提があります。EU 規制案の対象国は、本検討会で議論した対象国とほぼ同じです。つまり、議定書加盟国である提供国が ABS 国内法令を議定書に基づいてつくっており、それをクリアリングハウスで公開し、PIC 発出も同様に通報し、国際的に認知された遵守証明書が公開されていること。また、EU 規制は、議定書が EU 域内で発効後に取得された遺伝資源に適用されることです。

この前提で考えると、EU 加盟国の当局(チェックポイントに相当)に対して、国内の利用者がすべて PIC 取得を報告しなくても、同じ情報をクリアリングハウスでチェックできる。だから、EU 規制案で PIC 取得という入り口ののところではチェックせずに、製品化する前の時点で、利用者は国内当局に対して、デューデリジェンスを守ってきたことを宣言をし、証拠書類を提出するという形で届け出る。学術関係の利用者に関しては、公的資金を受領する前に、同様のことをする。つまり、EU はアクセスの入り口(上流)のところではなくて、出口(下流)でチェックする方法をとっていると私は理解しています。

だから、EU 案の考えを取り入れることでよいか、と質問をされたときには、皆さんも同じ意味として EU 規制案を受け止められているのかどうか、確認したいですね。

磯崎座長 今のは、でも、33 行目とかで簡単には書いてある。

炭田委員 はい。「入り口」のところに関しては、「利用者にとって柔軟性があり煩雑さが軽減されるよう配慮して」と。そこに含まれているかと思うんですけど、具体的に書かないとわからないんじゃないかと思います。

磯崎座長 そうしましたら、これは繰り返しですが、現在の構成で残っているのは、16~21 行目ぐらいの「困難が伴いますよ」という認識と、そのために、32 行目、33 行目のやり方というのをベースにという、この二つで、それ以外については検討課題で整理がおそらくされる形になるかと思います。

今日、そのほか、検討課題の中についても意見が出ていますので、それを反映させた形で、「ア」については事務局側で修正をお願いします。

炭田委員 すみません、1 点だけ。私は、検討課題の中にある 18 ページの 19 行~23 行目、これは本文の 17 ページの冒頭、「ア 効果的な確認の方法」の次に入れてくださいというふうに申し上げています。だから、それを入れたということを確認したいんですけど。

磯崎座長 そういう意見が出ているというのは確認していますが、事務局ではどんな整理ですか。

辻田係長 18ページの19～23行目の内容を「ア」の冒頭に、というご意見は、今日この場で初めていただいたご意見になりますが、この「ア」についてのご議論の冒頭で、吉田委員から、この内容について大幅に変えるようなご提案をいただいたということもあるので、このまま冒頭に持っていくことについては、事務局としては迷うところがあるんですが.....。

炭田委員 私は吉田委員が発言された次に発言したんですよ。

小原委員 その次に私が発言いたしました。

辻田係長 それは把握しておりますが。

吉田委員 一番最初に多数決で決めるということじゃないということを確認したような気がするのですが、これは確かにチェックポイントの目的や機能とかを書いているので、非常に大事なもので、前のほうだということわかります。ただ、ここに書いてある、少数の悪意の制裁というのではなくて、大多数の良心的な方の合理的な利用の推進というのは理解しているのですけれども、ただ、この委員会の報告書として、ここをこれだけ強調して、あるいは、北村先生が「取り締まり」という言葉は誤解ではないかと書かれているのに、それを書くというのは、ちょっとまずいのではないかと、もし上に持っていかれるのであれば、A案、B案と二つ意見が出ているということを明確にして書いていただきたいと思います。

磯崎座長 今のところは、この委員会のまとめ方の段階でも確認をしましたように、どれかに固定ということではなくて、それから、少数意見であっても記載ができるように、今日最初でも確認しましたように、それが全体としての位置づけというのもわかるようにということですので、それを含めた形で書くということになると思います。

あと、言葉の使い方なんですが、「大多数の合法的な利用者を苦しめる」というのは、「過重な負担となる」といった言い方ができないかなと思うのですが。「苦しめる」というのは何かちょっと、非常に散文的です。

そうしましたら、17～18ページのところは今の形で整理をしたいと思います。

ここでまた10分休憩で、45分にお戻りください。

(午後4時35分 休憩)

(午後4時45分 再開)

磯崎座長 それでは、再開いたします。

炭田委員 ちょっと発言があります。

磯崎座長 では、どうぞ。

炭田委員 先ほど、私が聞き違えたどうか確認したいんですけど。私の意見として、このセクションは無理に「コンセンサスの本文と検討事項」という形でまとめないで、今日、発言された意見を含め、それらの意見を、箇条書きなり、羅列していくという形にしていきたいな、ということを確認したいと思います。

磯崎座長 今のは、このセクションは本文の部分と検討課題を分けなくて、意見の存在というまとめ方にしたらどうかという提言ですが、それはどうでしょうか。

さっきの私のまとめのところ、効果的な確認というのは困難が伴うという点、それから、その困難との関わりでは、後である一定の必要な時期に宣言をするというようなEUタイプが参考になるという点、この二つについては全体的に合意ができるのかなというので、先ほどちょっと触れたのですが、今の二つの点についても、好ましくないという書き方のほうがよろしいでしょうか。

炭田委員 好ましくないとは言っておりません。そういう意見も書くし、それ以外の意見も書く。二つ書くと、二つだけが合意された、それ以外は検討課題だ、という無理な格好になる。そうじゃなくて、並列的に書いていただきたいという意味です。

磯崎座長 ということは、例えば、今の二つも弱くなるという位置づけでいいのかというのがちょっと気になるのですが。

炭田委員 今の二つだけを特に強くしたいという意図がとおりなのですか。それだと、委員の意見がある方向に、座長なり事務局が誘導しようとしていると誤解されるおそれがあります。

磯崎座長 私は、委員の皆さんの意見を、ずっと第1ラウンドから聞いていて、その中で、これは途中で触れたのですが、コンセンサスというときに、それに対して反対意見であったり、別の見解であったりというのが出ていないものを議事録や何かから拾ってきて、それを本文のところで今回書いています。今の二つについては、私も、反対がなかったらというので、それはほかのパートと同じで、今の二つについては書いてもいいのではないかと思ったのですが、という意味です。

炭田委員 先生が言われることはわかりますが、形としては、これがコンセンサスですよ、これが今後の課題ですよ、と仕分けるような印象を与える。順番はそのように書いていってもいいけど、意見の交換などがまだあるわけでしょう。それに、新しい文章が今、目の前にないですね。あれば、それでコンセンサスを得られるかも知れない。我々がここで中身をまだ見ていない段階でコンセンサスができていような形に持っていくのはちょっと早いかと思います。

小原委員 今、座長がおっしゃった最初の部分と EU 云々というところは、それなりに妥当かなと私は思いました。だから、それをどう扱うか、それはわりとコンセンサスがあったと思うので、それに続けてどう書くかというのは、炭田さんがおっしゃったような、いろんなことがあるけれども、最初のところは私は支持します。

炭田委員 そういう心はわかるけども、検討課題と書いちゃうと、ほかのセクションの検討課題と横並びになる。この場合は、もう一步、手順を踏んで、そこまで書かずに、それ以外にもいろいろ意見があると書く……。

小原委員 わかるけど、最初のところは文章があるわけですから、この二つのところに関しては合意できるのではないかということ座長がおっしゃったことで、僕は同意できます。

鈴木委員 私、この部分に修正をお願いして、小幡先生や藤井先生も、同じと書いていたところを、削除とかいうのも含めて、本当にシンプルにした状態で、自分も変えていただいて賛成という意向なので、もし、こういうふうにしていただければ、むしろ検討課題になって格下げになる感じです。ですから、むしろ、炭田さんのほうも、もしここがまだ検討の余地があるとおっしゃるならば、検討課題に移すという形でご意見されているわけですね、つまり。

炭田委員 そもそも私が言おうとしているのは、事務局が、前回から今回の素案に移るときに、「コンセンサスの本文」と「検討課題」というスキームを設定して、全てのセクションをその鋳型の中に流し込んだわけなんですよ。ところが、セクションごとに状況は異なり、非常にコンセンサスに近いセクションもあれば、まだまだ詰めのないセクションもある。私はこの会議の冒頭で、一律方式で行くのではなくて、ケース・バイ・ケースですねと申し上げました。このチェックポイントのセクションに関しては、これまでに扱ったセクションの中では、検討が十分に進んでいないと思います。

だから、座長のお気持ちはわかりますが、コンセンサスの本文以外を全部十把一からげで「検討課題」とせずに、それぞれ意見を横並びにするという、形式的なことを申し上げています。何かに特段、反対しているわけではないのです。そういうふうにしても時間のロスはほとんどないでしょう。

磯崎座長 どうでしょうか。ほかの方、いかがですか。

今、大きく二つなんですが、今日の修正を含めた形で、16行目～21行目くらいまでと、30～35行目、細かい表現はいくつか途中でも出ていましたので、それを含めてですが、17ページの「ア」のところに、16～21行目、30～35行目以外の行は削除して、ずっと短くなりますが、その形で置いて、その後は検討課題という今の状態で、そこについても、今日出た指摘や削除などを反映させて整理する、というのが一つ。

それからもう一つが、炭田さんが指摘しているように、16行目から全てを、という意見もあるというような形の整理の仕方、この はほかとは違う扱いをする。

その二つのどちらにするかは、ちょっとここで確認をしておいたほうがいいと思いますので、いかがでしょうか。

寺田委員 問題点としては、31行目以降の、結局、遺伝資源を利用したときに何らかの情報を全部出すというのではなくて、商業化時点とか、利用時点からもっと後のほうで出すということは、別に今まで反対はなかったと思いますので、私としては、先生のおっしゃったように、「ア」の一番初めの部分についてはコンセンサスが得られているということで、本文としてよろしいかと思います。

吉田委員 私も同じ意見です。非常に困難を伴うということと、それから、最終的な段階で、EUの方法などを取り入れるという、その辺についてはある程度書いて、それ以外の部分はまだ合意できていない部分なので羅列でもいいですけど、せっかくいろいろ議論したり、あるいは、委員と委員との間で、こちらは削って、こちらは残すというふうな議論も時間をかけてありましたので、その部分はやっぱり残しておいたほうがいいのではないのでしょうか。

藤井委員 私も、基本的にはとにかくコンセンサスを得られたところは、それがちゃんとわかるようにして、かつ、まだ今後検討しなくてはいけないところは別立てに書いてくださいということをお願いを前回させていただいたと思うのですが、前半部分、コンセンサスを得られていると思いますので、それはそれで書いていただいて、あと、検討が必要な部分は、正直言って、どういう書き方であってもそんなにこだわりはありません。とにかく検討はしなきゃいけない部分だというふうにわかるようにさえなっていればいいと思っています。

小幡委員 私も、本文部分は大分議論して、修正もありましたし、そういうことも含めて、ここにあるように、座長の提案で結構だと思います。

丸山委員 私も座長の提案に賛成です。それから、先ほど寺田さんがつけ加えられたこともコンセンサスがとれているのではないかと思います。

磯崎座長 炭田さん、そうすると、どうでしょう。今の二つのところと、ほかが際立つと好ましくないということですが、逆に、困難であるということや、後で確認というやり方についてはコンセンサスがあるのではないかとということですけど。

炭田委員 そういう状況はわかります。「検討課題」とせずに、「その他の意見」とか、そういう言葉にしてくだされば、と思います。

理想的には、検討を煮詰めていって、「コンセンサス」とそれ以外の「検討課題」として、すっきりと整理して局長に報告書を提出するのが検討会のターゲットと思います。

現状では「検討課題」という箱に色々な種類の意見を詰め込んでいる。しかし、検討課題の中には、もう少し検討すればコンセンサスに達するような有用な意見も含まれているかもしれない。そういう状況の中で、コンセンサスと検討課題にすっきりと仕分けを徹底しようとする、重要なものが埋もれる恐れがある。特に、このチェックポイントについては、国内措置の重要部分だから、「検討課題」とい

う箱に入れるのは慎重にしないといけないなと感じています。だから、ちょっと違った表現にしてほしいということです。

磯崎座長 あるいは、そうすると全体的に「検討課題」という分け方じゃないほうがいいということもありますか。

炭田委員 ありますね。検討課題の内容を精査していったら、おそらくはっきりしてくると思います。コンセンサスに対する異論という意見のみならず、色々な種類の意見を検討課題にはめ込んでいる。

磯崎座長 この丸括弧見出しの「(検討課題)」、確かに少数意見的なものだったり、別のもも入っている。見出しで、より適切な言葉があればいいですけども、ちょっとそれも考えながら、ということでしょうか。

炭田委員 はい、それで結構です。

磯崎座長 そうしましたら、「ア」のところですが、16~21行目、30~35行目、それから、小幡さんや鈴木さんから出されていた修正を含めた形で、それをとりあえず本文として、残りのところ、今の「(検討課題)」という表題も含めてですが、後ろでまとめて、という形にしたいと思います。

そうしましたら、残りのところですが、では説明をお願いします。

辻田係長 (4)の 残りの部分ですが、ちょっと時間的に厳しいこともありまして、「イ」~「カ」の部分はまとめてざっとご説明をさせていただきます。

まず18ページの27行目「イ MATについての確認」の主な内容としましては、28行目からの、2(3) 2(2)というのは間違いです 2(3) で「記載したとおり、議定書第15条1を踏まえて、遵守措置におけるMATに関する対応としてはその設定の有無の確認を基本とし、利用者によるMATの内容の履行に関しては18条に基づいて対応するべきである」となっております。

次のページの一番上、「ウ 非商業的利用についての監視 (monitoring) 方法」の主な内容は、3行目~5行目の、非商業的利用については、遵守措置において情報提供等の手続きを設ける場合には緩やかな手続きとするとともに、透明性を確保する必要がある、という内容になっています。

18行目、「エ 遺伝資源のアクセスから商業化までのトレースの方法」の主な内容は、20行目からの、第三者に遺伝資源を提供する学術研究利用者に対して、その第三者の情報や第三者による遺伝資源の利用状況に係る情報を収集・管理することやチェックポイントにその情報を提供することを求めるようなことは行わないか、最小限に留めるべきである、というもの。

一方で、29行目から、商業的利用に関しては、遺伝資源の出所から当該遺伝資源の最終段階の利用までの情報管理に関しては、遺伝資源が取得された際のMATを設定した最初の利用者に委ねるべきである、という内容となっております。

20ページの13行目、「オ 他のものと掛け合わせを行った遺伝資源の監視 (monitoring) の範囲」は17行目からの「遵守措置においてチェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける場合には、新品種と、その新品種に導入された提供国の遺伝資源に係る情報のみを対象とし、試験過程で用いられたものの新品種に導入されなかった遺伝資源については対象外とするべきである」が主な内容となっております。

21ページ、一番上の「カ 感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化」は、3行目の終わりから、遵守措置において病原体の利用に関してチェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける場合には簡便なものとする必要がある。簡便な手続きとしては、例えば、通常は事前の情報提供を求める場合に、事後の情報提供を認めること等が考えられる、というような内容となっております。

説明は以上です。

磯崎座長 チェックポイントについて、いくつか出てくる項目、注意すべき項目で後ろを整理していますが、どうでしょうか。ちょっとまとめていますけれども、前から指摘していただければと思いますが、必ずしも順番にこだわらなくても結構ですので、どうでしょうか。

小幡委員 1点だけ。非常にテクニカルなことなのですが、19ページの12行目の「科学研究費等」とありますね。これを、「公的研究資金」と前でもそういう単語を使っているものですから、同じ単語にしていいただければと思います。

小原委員 さっきの「親子鑑定」云々というのがありましたよね。チェックポイントというのは、こういうテクニカルなこともするのでしょうか。それとも、誰かがやったものを、ただ書類としておくものなのですか。そこがちょっとよくわかりません。もしペーパーワークだけであれば、ここは少し意味が違ってきますし、チェックポイントの議論がずっと続くのですが、そもそも想定する機能をよくわかっていないのですが、どうですか。その典型がこの「親子鑑定」云々かなと思ったのですが。ここにあるのもちょっと違和感があります。

中澤補佐 議定書では、単純に言うと、遵守を支援するためにいろいろと情報を集めなさいということが、機能として含まれています。それに付随してどこまでやるかということというのは、ある程度締約国の裁量なので、例えばそこまで含めてチェックポイントの機能であると締約国で決めれば、おそらくそういったことになる、ということではないかなと思います。

例えば、17条1(a)()では、確認のための機関は効果的なものでなければならないとあるので、そういったことを締約国が解釈して、そこまで考えるとかということはあると思います。ただし、チェックポイントは、遵守を支援するための情報の収集の機能が基本的な機能だと理解しています。

小原委員 もともとの意見が出ている前提は、こういうテクニカルなことをしないとだめということですか。

磯崎座長 いや、やっても、あるいは、それをしなければ効果的でないというのであれば、ですけど、そこまでは。

おそらく、ここはもう一つの観点で、「支援等」のところで、その企業や利用者が別に問題があるはずがないというような、それをバックアップすることも国に必要なのではないかという意見が出ていました。そこまでやろうとすると、具体的確認という要素が入ってくるかもしれません。別にチェックポイントでそこまでやる必要はないと。問題を指摘されたら自分でちゃんとやれと。自分で対応すればよくて、国がバックアップする必要がないという場合ですと、そういう可能性はずっと低くなると思います。

鈴木委員 多分こっちのほうに入っていくと、ある意味、限界がはっきりしてきて、これをクリアすればいいみたいな逆のほうの発想が出てきたりして、かえって危険だったり、または、本当に由来が違うのに同じという結果が出たばかりに、といったことも出てくるので、かなりここは慎重に扱う必要があるということはあると思います。

藤井委員 多分に直感的なところがあるのですが、こういうテクニカルなことは、ルールが決められていれば、多分、企業がやったほうが、国にやらせてもらうよりスピードは絶対速いと思います。必要な書類をつくるために何か試験をしなければいけないとすれば、やっぱり我々がやって、そういう必要な情報をつくって提供するということが前提でいいのではないかと考えています。

炭田委員 19ページについて申し上げます。18行目の「エ」で「遺伝資源のアクセスから商業化までのトレース方法」という言葉がありますね。実は、タイトルの表現が気になるんですね。議定書の中には、アクセスから商業化までトレースする、「トレース」という言葉はないですね。そういうことを

目的にはしていない。

トレースという言葉は、時々、誤解を招くことがある。トレーサビリティといって、例えば狂牛病が流行ったときには、牧場の牛からスーパーマーケットの牛肉の販売現場まできちんと追跡するようなシステムをたしか日本の農水省さんが開発されたと思いますけど、あのような場合を「トレーサビリティ」を確保する、と言われる場合がある。

私は、このセクションの中身を読むと、遺伝資源等にアクセスした後の扱いを述べているんですね。だから、そのような表現にさせていただきたいなと思います。理由は、議定書はアクセスから商業化までの流れをトレースせよ、と求めていないし、「トレース」という言葉も使っていないからです。

同じページの 35~36 行目ですけども、35 行目の真ん中あたりのところに、「こうした提供国への報告も遺伝資源のトレースという概念に含まれ得るが」と書いてありますけど、上に述べた理由により、「遺伝資源のトレースという概念」は規定されていないから、削除すべきです。

ちょっと細かい点ですけども、上の 4 行目から 5 行目にかけて、「外部から批判を浴びることのないよう透明性を確保する必要がある」とあります。透明性の確保が必要だと言っているわけで、「外部から批判を浴びることのないよう」という言葉は必要ないと思います。普通、公的文書の中では、「透明性を保つ」ということ自身が、もう既に外部に対してわかるようにするという意味だから、この言葉は蛇足だと思います。

それから、この執筆者の好みの問題だけど、全体的に、一つの文がかなり長いですね。もっと短文にしたほうが読み手に対してフレンドリーだと思います。例えば 7 行目ですね。「遵守措置において両者を区別した手続き等を設けることは可能と考えられる。」とし一回切る。

それから、例えば 24 行目の終わりのほうですけど、「論文発表を視野にその出所等に係る情報をやりとりするようにしており」とありますが、現状を書いているように思われるので、「やりとりすべきであり」がよいのではないのでしょうか。

それから、25 行目から 26 行目、「契約を結び、商業的利益が生じた際の対応を担保するようにしている」となっていますが、「契約を結ぶべきである。」としたほうが、この全体の文脈としてわかりやすいのではないのでしょうか。

磯崎座長 いくつか文章上の変更、その他です。今のところで、19 ページの 23~26 行目です。これは小幡さんか小原さんから、要するに、既にやっていて、対応できているというのを書きたいのでこの文言になっていると思うのですが、炭田さんの提案通りに直すと、「すべきである」と、そこはどうでしょう。

炭田委員 私は、前後関係では「べき」としているから、整合性を保つという観点から、そのように申し上げました。それはお任せします。

小原委員 意見ではなくて、実態が 100% じゃないとしても、こういうことは既に MTA を交わしてやっているのだから、トレースといいますが、追跡は可能であると。だからそれでいいのではないかという意見です。

磯崎座長 それで、26~28 行目の最後の文章で、今までのこういうやり方を反映するように、というまとめの仕方ですか。

小原委員 これはまだ 100% じゃありませんから、しっかり啓発をして意識を高めていかないといけないと。

炭田委員 わかりました。

磯崎座長 じゃ、その部分は修正なしということですか。

そのほか、いかがですか。

吉田委員 19ページの18行のトレースの部分ですけども、これは、私、質問も兼ねてですが、いわゆる次のページに書いてあるような、隅々まで監視して、というようなことが現実的でないし、学術研究利用などが成り立たなくなるという、そういうことはわかるんですけども、例えば、トレースする必要があるのはMAT 例えばPICは、最初に取得した会社が、あるいは取得した人、団体などが結ぶというのはわかるんですけど、MATは、Mutuallyだから、やっぱりお互いにこういうことを約束してやるということでやっていくものだと思うんですけど、それを最初に取得した会社とか団体などがやるということだけで、その後ちゃんとやってもらえるのかということは疑問に思うんですけど、果たして、そういった約束がその後も果たされているのか。そこについては、本来は、渡されるたびにちゃんとMATの約束を結んでいただかなきゃいけないような気もするけれども、そうでないとしたら、それはどうやって確保されるのかという、そこはちょっとこの書き方では疑問のところがあるんですけど。

磯崎座長 これは、ITPGRのSMTAのようなことを念頭に置いています。この最初の契約で、もし第三者、次の契約が可能な場合は、最初の契約と同じ、あるいは、最初の契約でつけられた条件を次の契約でも守って、類似の契約を結ばなければいけないとする。それを繰り返していくと、最後の現在の利用者までつながる。それがつながっている情報を出すことができるのは最初の契約者で、私の次にこの人で、別の人との間で同じ条件での契約をしましたと。そうすると、そこから3番目、4番目がわかっていくという、そういう趣旨でこの文章、あるいはこの意見が出されたと思います。

この文章で、今のような状況までイメージできないとすると、もうちょっと丁寧に書いたほうがいいのかもしれないですが、最初の人に集約するというのは、そういう意味になっています。

吉田委員 わかりました。誰に、どういうふうに渡っていったかということが、最初の人ちゃんと把握しているという趣旨だというのはわかりましたが、これだとちょっとそこまで読み取れないかなと思います。

炭田委員 吉田委員に質問ですけど、私、「エ」のタイトルで商業化までトレースの方法という、「トレース」という言葉は議定書でも使われていないし、別の意味になるので、ミスリーディングだから、遺伝資源等のアクセス後の扱いというふうにしたんだけど、それでいいですね。

吉田委員 ですから、MATをちゃんと続けて次の2人目、3人目というふうが続いているんだよということがきちっと確認されているということが表現できている言葉であればいいと思います。「追跡」と言ったら、結局同じですかね。

炭田委員 ほぼ同じですね。

吉田委員 ですから、「取り扱い」だとちょっと弱過ぎるというか、本当にちゃんと2番目、3番目、4番目の人がそれを続けて、MATを継続しているのかどうかまでわからない。もうちょっとはっきりした言葉がいいと思うんですけども。

炭田委員 私は、その「トレース」は非常にミスリーディングだから、私も考えて、思いついたのが「取り扱い」だったので。いい言葉があればいいなと思いますけど。

それから、第2点は、磯崎先生が説明されたのは、私ももっともで、契約は法的拘束力があるから、渡すときに、次の人と契約して、また次の人と契約していくわけで、それで自然にちゃんとつながっていているわけで、だからそこをわかりやすく書けばいいということですね。

吉田委員 はい。

炭田委員 そういうことで「トレース」という言葉はやめていただくようお願いします。

磯崎座長 このようになっているのは、もう一つ、さっき炭田さんが触れたようなBSEの場合は、

現在から過去へ、最初の契約へ遡っていくこともできます。ここでは書いてないのですが、現在の利用者のところから情報を集めて、最初のアクセスのところまでの契約関係をずっと見つけていくというやり方と、最初の契約者のところからつないでいくやり方と、どちらがいいのかです。この委員会としては、最初の、PIC もあり、MAT でということなので、そっちからつないでいくほうがわかりやすいだろう。あるいは、実際の情報提供の可能性などから、ここに書いてあるやり方が選ばれていると思います。

藤井委員 あと、補足ですけども、これも私のほうで発言させていただいた内容だったと思うのですが、要は、最初に PIC、MAT を結んだ人が将来事業化しよう、利益を得ようと。これを誰かに譲るといことは、その人から利益を得ようとするわけですね。それがさらに誰かにまた移転されたら、それは、この人はこの人からまた利益を得ようと。要は、利益を得ようとする側のほうが情報はちゃんと把握しようとするし、把握できる立場にもあるので、上流のほうが間違いないと思います。

磯崎座長 今の点以外のところで はい、どうぞ。

小原委員 19 ページの 15 行目ですけども、「非商業的利用の監視」というところで、「研究を発表する時点」云々とありますね。これはどういうあれで出てきたのかわからないので、自発的だから別にいいとはいうのですが、もしこれが学術研究であった場合は、どうなるのですか。公的資金を受領する時点で届出というのでも、まだこれは当然成果が出ていないわけですから、どういうことか出てきたのか聞きたいのですが。まさか自分が言ったわけじゃないと思いますが。

辻田係長 表現が悪かったのかもしれないんですが、事務局としては、小原委員（小幡委員の誤り）のご発言に基づいて書いたつもりでした。表現については別途ご相談させていただいてもいいかと思えます。

小原委員 いや、後に回るより、学術研究の場合は、研究発表した後とか、そういった自発的に出せるようにするのが一番いいだろうと。特許化とか商業化すれば当然だと思いますが。ということをお願いし上げたし、公的資金受領のときは宣言をするというのはその上にありますよね。それはそれで一つの EU 的なやり方だと思うのですが、ちょっとここは工夫が要るかなと思います。

小幡委員 テクニカルなところで、その上の行で、先ほど、「公的資金等の申請」と、「公的研究資金」と直させていただきました、その「申請」の後ろに「等」をつけていただけませんか。公金などで、申請がなくてもいろんな形で研究費は配布されますので、「等」をつけていただければ。

磯崎座長 さっき小原さんが触れたところで、発表する時点というのでは、この場でもちょっと意見が出たと思うんですが、いくつかの国際的なジャーナルで、その発表申請や投稿する、その段階で出さないと受け付けないというような.....。

小原委員 出さないとというのは、それはあくまで発表した後で、希望があったら再現性確保のために送らないといけないというだけで、レビュアーに対して送らないといけないということはありません。

磯崎座長 取り入れているジャーナルがあるのではないですか。まだないですか。遺伝資源の出所。

小原委員 出所を明らかにしろというのはこれから出てくるとは思いますけど、まだ全てではないと思います。

磯崎座長 ですから、ここで書いてある発表する時点というのでは、その発表、あるいは発表の前で投稿する時点、その段階で、どこの国からの、どんな遺伝資源を使っているのか.....。

小原委員 だから、その場合はむしろ自発的ではなくて、やらざるを得ませんよね。そういうシステムになってくれば。

磯崎座長 はい。

小原委員 それは最終的にはそうなるんじゃないかと思いますが、今すぐにそこまでは絶対に行けないので、それはご猶予をいただきたいという。

小幡委員 誰に対して届けるかで、小原先生が言っているのは、雑誌のエディターだったり、学会だったりなのですけれども、これはチェックポイントに届け出ることによって若干意味合いが違うと思います。

経済産業省 先ほど議論がありました、アクセスした後の取り扱いの中で、最初に PIC と MAT を取得したところに全ての 現在の場合は情報管理ということになっているかと思うんですけれども、契約の流れを考えた場合には、ライアビリティも全て最初に PIC、MAT を取得した方に集中するというようなことになっていくと考えております。その場合、契約としてはそのとおりなんですけれども、実際問題を考えた場合、例えば 5,000 円で売ったものが 5 億円ぐらいのライアビリティになるような可能性もなきにしもあらずという中で、実際の実務的にこの問題をどのように解決するかということは、この検討会の場というよりも、実際の今後の支援措置の中で検討されるべき事項として取り扱われるべきと考えておりますので、ご紹介しておきます。

磯崎座長 そのほか、MAT、契約に関する項目ですが。

20 ページの「オ」のところは出ていないですが、もうこれは、寺田さん、この内容でいいでしょうか。

寺田委員 これについては、これまでの検討会において、かなり私がお話したことについて色々記載していただいている部分です。今回前回と変わったのは、この主張が本文から検討課題に移ったぐらいですので、私としては、検討課題になったことで特に問題はないと思いますので、いいと思います。

磯崎座長 イ、ウ、エ、オ、カ、21 ページの上、9 行目までですが、ここで、ほかはよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 では、そうしましたら、21 ページ、11 行目からの、 と ですかね、22 ページの 15 行目まで、ここの部分をお願いします。

辻田係長 それでは、 、 、 をまとめてご説明させていただきます。

21 ページ 11 行目からの 、チェックポイントで「収集及び提供する情報の種類」の概要としましては、13 行目の最後あたりからの、「議定書第 17 条 4 に規定される国際的に認められた遵守の証明書に載せられるべき情報や、提供国で取得された遺伝資源を用いて新品種を開発する等の事例においては、その取得された遺伝資源の子孫であることを証明する情報等の必要最小限のものとして、これら以外の情報の提供については任意とするべきである」という内容となっています。

28 行目の「チェックポイントの指定」は、31 行目からの、遵守の「確認を特許出願の審査や医薬品の承認審査、品種登録出願の審査等と関連させるべきではない」が主な内容となっています。

22 ページ目一番上の「外部からのバイオパイラシー等の指摘への対応」については、「提供国政府以外の主体からの指摘に対しては政府として対応するべきではない」。また、提供国から企業に対して指摘があった場合には、企業は基本的に自己責任において対応するということを考慮するべき、という内容。5 行目からの第 2 段落では、チェックポイントは、提供国から指摘を受けた場合には、その指摘に関する情報の正しさの証明を当該提供国に対して求め、内容を検証し、必要性があると認められる場合のみ、指摘の対象となっている利用者に対して事実関係の説明を求めるべきである、という内容。また、提供国からの指摘が理不尽なものと判断される場合には、然るべき対応と処理を行えるような体制を持つことが必要、という内容となっております。

磯崎座長 、 、 で、もう少し具体的な対処の仕方、それからチェックポイントの場所ですね。

ここについていかがでしょうか。

小幡委員 「チェックポイントの指定」の検討課題のところですけども、「チェックポイントの指定については、特定の省庁」云々がありまして、「全体を監督する省庁を置く形が考えられるが、遺伝資源の利用実態を踏まえた実施体制とする」とあり、それは必要なことですけど、加えて、やっぱり業務の実効性や効率性も踏まえる必要があると思います。我々がチェックポイントに報告するとき、どこに、誰がとか、ばらばらですと大変だと思います。ですから、この文章を、「遺伝資源の利用実態と業務の実効性や効率性を踏まえた」ということを加えていただければ、お互いにチェックポイントも楽ですし、チェックポイントに報告する利用者にとっても大変有用だと思いますので、そこを足していただければと思います。

炭田委員 いくつかあります。一つ目は、今、言われた場所の 36 行目、「遺伝資源の」の前に、「各省庁がオールジャパンで一体となって」という言葉をつけ加えていただけたらと思います。環境省さんだけが全部の窓口になるのも大変かもしれないし、オールジャパンで対応していただきたいなど。

二つ目は、上の の 12 行目～17 行目、「チェックポイントへの情報提供等の手続きを設ける場合に」として例が出ていますが、国内措置の対象となる国は、議定書に基づく ABS 国内法をつくって、クリアリングハウスで示して、国際的に認知された遵守証明書も当然出すわけだから、それを見ればわかると。そうならば、12 行目～17 行目の内容は二重手間にならないようにするべきだと思いますね。植物の場合も、そういう点を考慮した上で、ダブリは避けるとしたらいいんじゃないかと思います。

三つ目は、18 行目です。「チェックポイントでは利用者から提供を受けた契約内容や研究内容の詳細等の秘密を保持する必要がある」と、こうなっていますが、そもそも契約、MAT はチェックポイントには提出しなくてもいいという前提で話が進んでいるので、「チェックポイントでは利用者から提供を受けた契約内容や研究内容の詳細等の」のかわりに、「チェックポイントでは利用者から機密情報を受けた場合は秘密を保持せねばならない」とするほうがいいと思います。

四つ目は、 のタイトルですけども、論点整理表では「情報の収集と提供」となっています。「収集及び提供する情報の種類」と書きかえられていますが、元通りでいいんじゃないかなと思います。

五つ目は、 の最初の 2 行です。 のタイトルは「チェックポイントの指定」、だからどういうところをチェックポイントに指定するかということがこのセクションの目的なんですけども、最初の 2 行、「EU の当初の規則案における商業化前に相当な注意義務の遵守を確認するという考え方は利用者から歓迎されるものであるが」というんだけど、これは先ほどそういうふうなので行きましょと、別のセクションで確認されたから、この 2 行はなくてもいいような感じがしますね。

六つ目は、「特許出願とか医薬品の承認審査、あるいは品種登録出願の審査等と関連させるべきではない」とここで表現されているんですが、審査等をチェックポイントとすべきでないという、もっと直接的な意見を論点表で表現していますので、「関連させる」ではなく、「チェックポイントとしない」と書いていただきたいと思います。

七つ目は、仮の話として、主たるチェックポイントの他に、別の省の中にサブのチェックポイントがあって、同じ省の別の部門が製品の許認可をやっているというようなケースが仮に起こる場合は、製品の許認可当局とチェックポイントは完全に切り離すべきであるという意見も論点表に出ているので、それを追加していただきたいと思います。大体以上です。

磯崎座長 今の最後のところは、31 行がそのことを書いている文章です。つまり、確認行為が審査行為や承認などに関連させてはいけないということで、どっちでしょう。炭田さんは、部局が切り離されているという言い方ですが、ここは、その確認行為と法令上の審査とかが関連させてはいけないという

ことですが。

炭田委員 私がそう申し上げた理由は、何回か前の検討会で議論したとき、何人かの委員の方はチェックポイントは一つの省にまとめた方がいいと発言されていたと記憶していたからです。小生の個人的な考えは、チェックポイントを1カ所にする方式もあり得るし、一つの総合チェックポイントがあって、複数の省庁の中にその管轄内でのサブのチェックポイントがあるという方式もあり得るのでないか、と思っていました。仮に、後者の方式となった場合は、ある省の中にはチェックポイントもあり、許認可当局もあるという場合が起こり得る。そのような場合でも、この二つは完全に切り離すべきだということを明確にしておきたかったのです。

磯崎座長 そうすると、それは両方必要なのかもしれないですね。ここはチェックポイントの指定ということなので、組織面のことを書いて、31行目は、さらに付記する形で、審査プロセスとの切り離しという、両方が必要かもしれないです。

炭田委員 そうですね。

磯崎座長 そのほか、21ページ~22ページですが。

丸山委員 22ページの14行目ですけども、4の の利用者の支援のところでは書かれていることなので、ダブリになるのですが、あえてここを残すとすれば、ちょっとこれは範囲が狭くなっているような表現ですので、「提供国等から訴えられた場合に」というのを、例えば「バイオパイラシー等に組織的に対応することが困難な中小企業や」とすること、また、農家に限定されたわけではありませんので、「農家等」という表現を「個人事業者等」とすること、残すのであればそういう形に文章を修正して残されたらどうかと思います。

炭田委員 今、「バイオパイラシー」という言葉が出てきましたが、バイオパイラシーという言葉は条約でも議定書でも使われていません。国際的に統一された定義もありません。いろいろな意味で、いろいろな人が使っていますので、非常にミスリーディングな言葉です。ですから、「バイオパイラシー」という言葉は本検討会の報告書では使わないようにすべきだと思います。

磯崎座長 それは の表題のことですね。

炭田委員 すみません。その通りです。言い忘れていました。 の表題は、「提供国からの指摘への対応」、あるいは「外部からの指摘への対応」として、「バイオパイラシー」は削除すべき、ということですね。

それから、検討課題のところですが、これは支援措置で出てきますけども、それは置いておいて、「提供国等から」というのは、「提供国から」にしたい。国内措置が対応するのは提供国政府の場合のみであり、それ以外からの指摘に対しては、国内措置は対応しないという前提で来ていますから、それと整合性を持たせるためです。

磯崎座長 そうすると、22ページの14行目を、「外部から」という形ですね。

炭田委員 はい。

丸山委員 そうしますと、「外部からの指摘に組織的に」という、そういう形よろしいのですか。

炭田委員 そうですね。

磯崎座長 ここは、訴えられたということなので、裁判を起こされたという意味になっていますが、今、丸山さんがおっしゃられた形だと、必ずしも裁判でなくても、支援をするということですね。

丸山委員 はい。

磯崎座長 では、そういう趣旨ですので、必ずしも裁判だけではなく。

炭田さんが最初のほうで言われていた、21ページの12行目~17行目のところですが、これがダブっ

ている、ここの処理の仕方ですが、17条4で、「入手できる情報をベースとし」とか、あるいは、「その情報以外に必要な場合の」という、何かそういう書き方ですか。

炭田委員 そういうふうにすればダブらない。

磯崎座長 では、この12~17行目で、クリアリングハウス、あるいは国際的な認証、それでわかるものは、それはある意味当然として、それはチェックポイントの側でも入手ができるだろう。ただ、個別に照らし合わせなどとの関連だったり、あるいは、もうちょっと細かいのが必要というときのことを、この12~17行目で書くということです。

あと、先程丸山さんと休憩時間でちょっと話をしたのですが、18行目から後では、提供された情報についての秘密保持の話しか出てきていません。17条との関連で、そもそも出さなければいけない情報のところにも商業機密は出さなくていいとされています。ただし、何が商業機密に当たるかは、提供国の法令が定義を置く可能性はあります。そうしたことを含めてですが、日本で情報提供をしなければいけないというときに、企業や研究利用者が出す情報、その関連でも、いわゆる秘密情報については対象にしないというのがまずあって、その後、そうした情報まで含めてチェックポイントが入手したときの秘密保持という、そういう順番のほうがわかりやすいだろうということを先程、話していました。この18行目の最初にそれを書いて、それからこちらへという流れのほうがわかりやすいと思います。

そのほか、22ページ中ほどまで、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 それでは、(5)をお願いします。

辻田係長 22ページの18行目からの「(5)不履行(non-compliance)の状況への効果的な対処について」の概要をご説明します。

20行目からの は、遵守措置全体に対する不履行についてでして、ここでの主な内容は21行目からの「遵守措置への不履行(non-compliance)に的確に対応する仕組みが必要である。なお、過失による遵守措置の不履行(non-compliance)については、利用者がその不履行の状況を是正する機会を設けるべきである」となっています。

次のページの6行目「チェックポイントからの情報要求への不履行(non-compliance)」では、チェックポイントから利用者の方に情報を提供してくださいと依頼して、それに対して利用者の方が応えなかった場合に限定した記載になっています。ここでの概要は、8行目からの、PICの取得やMATの設定に関して疑いがある場合に、事実関係を把握する仕組みがなければ、適切にこれらを取得・設定した利用者との間で違法行為者を不当に利することになる、という内容。そして「また、チェックポイントに求められる役割が効果的に果たされるようにするために、利用者がチェックポイントからの情報提供の要求に応じない場合には、情報提供を強制する権限が必要となると考えられる」という内容が主な内容になっていますが、これらについては、小原委員と小幡委員からだったと思いますが、削除すべきとのご意見が出ています。

磯崎座長 二つ分かれていて、まず、議定書の15条1項との関連でつくられる国内措置の不履行で、この委員会でも何度か整理をしてきています。誤解される可能性があって、提供国法令そのものについて行うというのではない、というのが24行目から書かれています。あと、説明があったように、情報提供という手段を考えたとき、その情報提供を繰り返し行わない当事者がいたときにどうするかというのが、23ページの で整理をしてあります。

ここについてどうでしょうか。

炭田委員 22ページの33~34行目、「日本企業のABSに関する活動方針から判断して、故意による

提供国の ABS 法令等の不遵守や契約の不履行がなされることは総じて考えにくい、云々」となっていますけど、これは、事務局が、二人の委員の意見をドッキングさせて作った文です。私が申し上げた意見は、「故意により提供国の ABS 法令の不遵守や契約の不履行がなされることは極めて考えにくい」です。別の方の意見とつなぎ合わせたときに、「総じて」という言葉が入ってきたのです。だから、私の意見は、もとのまま(論点整理表の 11 ページにあります)の、私の発言どおり書いていただきたい。「総じて考えにくい」ではなくて、「極めて考えにくい」ということを強調したいと思います。

もう一つは質問です。21 行目、黄色になっている部分、「遵守措置への不履行 (non-compliance) に的確に対応する仕組みが必要である」はどなたが出された意見ですか。

辻田係長 北村委員から書面で今回提出されたご意見になります。

炭田委員 これは初めて出された意見ですよ。今回、初めて出てきて、いきなりコンセンサスの本文にポンと入れるというのは、適切じゃないのではないかと思います。

議定書 15 条 2 項、あるいは 16 条 2 項の文言の解釈について微妙なことがあるので、私は、これに対しては慎重な対応をするべきという趣旨の発言をこれまでしてきました。その慎重発言の理由を申し上げます。これまで、外務省の前オブザーバーの方が、議定書 15 条の 2、つまり国内の遵守措置への不遵守を説明されたときに、15 条の一部に触れて、触れていなかった部分があることを記憶するからです。

15 条 2 には、as appropriate (「適切な場合は」) という文言はない。また、Parties shall take で、shall になっている。したがって、何らかの措置をつくらなくちゃいけないというご説明でした。

その説明で言及されなかった部分を申し上げます。as appropriate という副詞は確かにないのですが、形容詞として appropriate measure という言葉があります。「適切な措置」をとる、という言葉です。それから、不遵守の場合の措置について、appropriate で proportionate (な措置) という形容詞が入っている。proportionate が何を意味するかはいろいろな解釈があり得ると思いますが、「均衡がとれた措置」ということです。それから、15 条第 1 項では、措置は立法的、行政的、あるいは政策的な措置となっています。このように、15 条 1 項、2 項にはいろいろな形容詞で修飾され、相当配慮がされている、ということを付言させていただきたいと思います。

小幡委員 23 ページの「チェックポイントからの情報要求への不履行」で、この文章を削除すべきだという意見を出したのですが、要するに、「強制する権限が必要となる」というところに非常におそれをなすわけでありまして、このチェックポイント不履行に対して、まだ情報が出ないときに、今後どういう形で全体をインプリメントしていくか、法的に、行政的に、また政策的に実施するのか、まだ議論を全然していないときに、思い切り強制する権限という法的なおいをぶんぶんさせる文章、また、「違法行為者」などという名詞が入って、非常に危惧しているわけです。ですから、もちろん情報要求、情報が必要なのは確かですけれども、もう少し書きぶりの検討を 実際の実効的にやるために、また、これだと研究者、産業界等を脅かすことにしかならないので、この辺をもう少し工夫して書く必要があるのではないかと考える次第です。

小原委員 今のことに関連して、17 条 1(a)() というところですが、「情報要求への不履行」とありますが、不履行 (non-compliance) というのは、あくまで提供国の ABS 法令に対する不履行という意味ですよ。違うのですか。情報提供ということに対して。

磯崎座長 提供国は関係なくて、日本のチェックポイントが情報提供を さっきからのように条件つきですが、情報提供を求めた、そのときに。

小原委員 non-compliance というのは、先ほどの議論でもありましたが、そちらは 15 条ですよ。だから、17 条の中で使われている non-compliance というのは、情報要求に応えなかったという意味で

すか。

磯崎座長 そうです。

小幡委員 つけ加えますと、まだ法律で行くのか、ガイドラインで行くのか、もちろんガイドラインで行くという意見がここにはたくさん出て、どこにも書かれてないのですね。それは次の段階で行くことかもしれません。しかし、そういう議論なしで、また、そういう全体像が見えない中で、こういう文言は少し先走っているかなと思います。

磯崎座長 その場合ですが、ちょっと確認は、8行目~10行目、特に9行目、10行目にあるような、先ほどもありましたね、少数の悪徳業者が大多数の善良な業者を踏み台にして、不当な利益を得るということについてはそんなに考えなくていいということでしょうか。

小幡委員 いえ、考える必要があると思いますけども、その考えることによって、99%を超える適切にやっている方を脅かしたりしてはいけないと思うのですね。その辺のバランス、最後はやはりバランスというのが非常に重要であると思います。

磯崎座長 そうすると、そのような、少数であっても、括弧つき悪徳な者が不当に有利に立つ、または不当に利益を得てしまうことは考えないといけない。ただし、それに対する手法としては、必ずしも厳格な法規制以外のものもいくつか考えられて、そちらを主に考えるべきである、ということですか。

小幡委員 はい。

磯崎座長 で、そこでの、これも前から出ているように、適正な、正当な利用行為に過重な負担になったり、悪影響があるようなことにならないような管理の仕方、そのバランスをとるのだという、全体としてはそういう理解ですか。

小幡委員 はい。

吉田委員 今、小幡委員からもご指摘があった23ページの8行目~12行目の部分ですけれども、私も、こういった国内制度は、国内の企業、あるいは研究者は、もう、故意によってそういう不当なことをするということはほとんど考えられないというのは、私も全く同意見です。ただ、国内制度を考えていくときに、本当に最後の最後、不正なことをしている個人あるいは団体に対して、その情報提供を求めてもまだ出してこないのであれば、強制的に情報提供を求めるといふ、伝家の宝刀じゃないですけど、そういうようなものがないと、実質的にきっちと国内で運用しているとは言えないのではないかと。北村先生のコメントにもありましたけれども、役所がそういう権限を持ったがために、それを善良な人に振りかざしたりとか、そういったことは絶対してはいけません。それはもう当然のことですけれども、そういったことは、例えば国内法であれば、国内法をつくったときに附帯決議で担保するとか、ほかの国内制度であれば、何らかの形でそういったことは絶対しないようにということを担保しなきゃいけないと思いますけれども、でも、本当に是正しなきゃいけないときに是正できないというのは、やはりこれは困ることではないかなと思います。

私は、ここから先、NGOとしての立場で言いますが、本当にそういうことが起きて、国際的にいろんなNGOと相談して、日本でこういう問題が起きているじゃないか、これを何とかしなきゃと言われたときに、日本の制度ではこれ以上情報を求めることもできないと。それを役所に求めることもできない、というようなものだとしたら、それは一体なんていう制度をつくったんだという批判を浴びることは確実だと思います。

だから、やはり、本当に私も意見は一緒で、そんな善良な人に権威を振りかざすようなことをしてはいけませんけれども、本当に悪い事例の場合には、やっぱり最後の手段というのはちゃんと確保されていないといけないのではないかなと思います。

小幡委員 吉田先生にアグリーするのですけれども、ただ、どういう手段でやるかというのはまだここで議論されていないのですよ。ですから、それなしに、思いっきり法律で行きますと。ガイドラインでも十分にできる、指針とか、そういうものでも十分にできる場所もありますし、そういう検討なしに話が進むと大変と思うところです。吉田先生の趣旨はよくわかります。

炭田委員 不遵守に対する何らかの措置というのは2種類ありますね。一つは、15条の2項。15条1によりなんらかの国内措置をつくる。15条の2はその国内措置の不遵守に関する措置です。それから、もう一つは、17条1(a)(ii)はチェックポイントになって、そのチェックポイントは何らかのことをする。それを遵守しない場合の措置です。

17条1により、チェックポイントは、PIC取得、MAT設定等に関連した情報収集とか情報受領により遺伝資源の利用をmonitorし、遵守を支援する。

問題は、15条の2による国内措置に対する不遵守と、17条1(a)(ii)によるチェックポイントの要求に対する不遵守、これらが行政府内でどのような関係になり、どういう分担になるのかというのが、整理されていない。いろいろな場合を想像し得るから、チェックポイントの権限については、全体のイメージがもっと明らかにしながら議論するべきだと思います。私は小幡委員の意見に賛成です。

丸山委員 この部分も先ほどと同じことを申し上げたいのですけれども、たしか普及啓発のところに出てきたと思うのですが、十分な普及啓発、あるいは周知というものを行うということが前提でないとしないということは、多分コンセンサスがとれていた意見じゃないかと思いますので、それはやはりこの部分に入れるべきではないかと思います。

吉田委員 今の丸山委員の意見はもっともだと思います。それが前提ですけども、先ほどの炭田委員の意見に対してですが、証拠もないのにそういったものを捕まえてというので、証拠を集める権限さえ与えないのでは、証拠の集めようがない。一国民という考え方でいったらば、まずいことをしている人に対してはきちっと対処してもらわなきゃいけないのだけど、そういうことができない制度になっていたら、何とかしてくださいと言っても、私たちには権限がありませんからといって役所は逃げちゃうわけですね。そしたら、ずるいことをしたら得だということになってしまいますから、やっぱりこれはきちっと、情報を集める権限はチェックポイントがないとだめだと思います。

炭田委員 そこを私が一番懸念しているところです。22ページの一番上の「外部からの指摘への対応」というのがありますね。提供国の政府から、あなたの国の某社がこういうことをしましたよという指摘があったとします。その指摘と一緒に情報が入るわけです(15条の3の規定)。日本政府の当局(チェックポイントが担当するかもしれない)がその情報の内容を精査して、正当な理由があると判断すれば、某社に問い合わせるなり、必要な対応をする制度は作るわけです。この制度とは別に、チェックポイントの活動として、例えば麻薬捜査官のような人を国内の方々に張り巡らして、悪いやつを捕まえるという制度を想定するとしたら、それは警察国家ですよ。我々が一番懸念しているのはそれです。そういう目的で情報を集める権限を持たせようという趣旨でしたら、それは非常な行き過ぎと考えます。

吉田委員 ちょっと炭田委員のそれは曲解で、私も、だから、そんな警察国家だとか、そういう「おい、こら」というようなことになってはいけないということは再三申し上げているわけで、ただ、外国からそういう問い合わせがあったと。では、それは事実なのかどうかというのを知らないで、外国からの問い合わせをそのまま鵜呑みにするわけにはいかないですよ。ですから、やっぱりちゃんと事実かどうかを確かめる必要があると思います。それを、情報を下さいといって集める権限もないというのは、それは国内制度としては不備ではないですか。

炭田委員 私が申し上げているのは、まさにそれです。外国からクレームが来るケースを想定してい

るわけですね。被害を受けたと考えている提供国の窓口から、我が国の窓口にクレームが来る。そのときに、証拠十分と日本政府が考えれば、対応する。ガセネタの場合は、日本政府が門限払いをするでしょう。だから、外国からの指摘に関しては、議定書の規定によって仕組みができるわけです。そこは心配ないと思います。

吉田委員 だから、その証拠というのを信じるのですか。その証拠を信じられないのではないですか。やっぱり日本国内でちゃんと調べてみなければ、外国から来た証拠というのを鵜呑みにはできないのではないかと。

小原委員 その場合は、通常の場合は、それを見せれば、当然、そうでなければ、反論されるのではないですか。疑われている方が。

吉田委員 だから、疑われている人が、こういうふうに言われているのだけど、疑いを晴らすためにも出してくださいと言っても出さない。

小原委員 だったら、その外国からの証拠が有効という判断をするんじゃないでしょうか。それだけのことでしょう。

吉田委員 それで日本の役所が情報を出してくださいと言う権限さえないというのは、ちょっと私はおかしいと思いますけど。

小原委員 いや、要求は当然するわけですよ。そういう仕組みはつくってあるわけですから。

炭田委員 そうです。それが 15 条の第 3 項です。15 条に従って国内遵守措置を整備し、政府は国民に普及啓発する。それでも遵守しない人がいて、外国政府が証拠をつけて日本政府に連絡してくれば、日本政府は対処しますよ。15 条の 3 項により、吉田さんの懸念に対する仕組みは出来るのです。

中澤補佐 今の炭田委員の話ですが、15 条 3 は協力をしなくてはいけないというところで、それ以上のことは何もありません。この請求というのは、17 条 1(a)()にあるので、15 条 3 で書いてあることと 17 条 1(a)()は、それは別々のことであり、国内措置の中で一体的にやるということは考えられるかもしれませんが、15 条 3 にあるからといって、チェックポイントの情報のところまで担保されているということにはならないのではないかなと思うのですが。

小原委員 ちょっと素人の質問で、先ほどのことですが、こだわって申し訳ありませんが、non-compliance というのが 17 条にありますよね。これを根拠に、情報要求の不履行というふうに言われていますけれども、要求に対して不履行、non-compliance という言い方をするのですか。

17 条の最初に、To support compliance ということで、もっと大きなコンプライアンス、これは ABS 全体のことですよ。ベネフィット・シェアリングのことに對するコンプライアンスをサポートするために以下の措置をとるということになっていると思うのですが、そのコンプライアンスと同じではないのでしょうか。解釈が決まっているのであれば、言いませんけど。

磯崎座長 ここは、チェックポイントが設定した行為、何をやってほしいという、それに対して応えなかった場合です。

小原委員 それは確定しているんですね、国際的に。

磯崎座長 はい。ですから、提供国の法令の話、それに対してどうするかというのは 17 条で出てきません。

小原委員 一番最初の To support compliance という、このコンプライアンスはもっと大きなものですよ。このコンプライアンスと下の non-compliance は違うということであれば、納得いたしますけど。

中澤補佐 17 条の一番上にある To support compliance というのは、15 条の COMPLIANCE WITH

DOMESTIC LEGISLATION OR REGULATORY REQUIREMENTS ON ACCESS AND BENEFIT-SHARING のことで、17 条は、15 条でいっているところのコンプライアンスを支援するために設けられる。そのために 17 条 1(a)() では情報要求をすることができるということになります。

先ほど 15 条 3 で申し上げたのは、15 条 2 は、15 条 1 に沿ってとられた日本の国内措置へのことで、15 条 3 は相手国の違反に対して申し立てられた場合の協力なので、違うものを対象にしていることになります。

炭田委員 吉田委員が言われているのは、外国政府から指摘があった場合です。外国政府が「貴国の某社は我が国の国内法に違反した疑いがある。だから、日本政府は我が国に協力して、対処してください」と日本政府に言ってくる、とします。日本政府は相手国から必要な情報をもって精査する。確かに相手国の国内法違反の疑いがあるようだ、と判断したら、某社に連絡する。日本の国内遵守措置の不遵守の可能性があるので。だから、政府が国内遵守措置の普及啓発をしていて、日本の利用者がそれを守らなかった場合には、何らかのご沙汰があるという流れだと思います。

中澤補佐 15 条 2 はあくまでも日本の国内措置に対する non-compliance になるので、15 条 3 でいっているところの協力しなくてはいけない案件と、15 条 2 でいっているところの non-compliance で国内措置の対象でやらなくてはいけないことというのは、分断があると思います。国内措置の中でそれをつなげていくことはできると思うのですが、議定書の中では、そこには別々のものとして捉えている。

例えば 15 条 3 に対応するために情報要求をするということは、それはそれで国内措置の一つのアイデアとして考えられると思うのですが、一方で、15 条 2 に照らして、国内措置に対して non-compliance、そのコンプライアンスがきちんとできているかどうかというところを確認するために 17 条に基づいて情報を要求するというのは、当然あり得る話です。

だから、別々でもいいですし、一連のものとして捉えることもできると、それはそういうことではないかなと思うのですが、

炭田委員 その認識が私と違いますね。つまり、今言われたのは、15 条の 2 と 3 は分断されていると言われましたね。私は、15 条の 2 と 3 はリンクしていると理解している。

そもそも 15 条の規定に至る過程の途上国の論理は、次のような理屈です。「我が国には国内法はある。しかし、それに違反して遺伝資源を取得したがいて、その人が一旦、自分の国に帰ってしまったら、我が国の国内法だけではどうにもならない。だから、利用国であるあなたの政府は国内遵守措置を作るべきです。だから、我が国の国内法に違反して、あなたの国へ帰った人は、我が国のほうから、あなたの国の窓口に連絡するから、その連絡に基づいて、あなた方は何かしてください。窓口同士が協力し合うのです。」15 条の 2 と 3 は初めからリンクしているんですよ。

中澤補佐 すみません、炭田さんのおっしゃる、そのリンクさせる考え方もできると思うのですが、あくまでも 15 条 3 は、相手国政府の法令に対する違反への協力であって、15 条 2 は、相手国政府の法令が議定書以上のことをやっている場合に、日本の国内措置というのは議定書に沿って、それに対して誠実に対応するという場合に、相手国政府の法律とまた違うところで対処する。むしろ狭めることになるかもしれない。そういった観点でも 15 条 2 に当てはまるかどうかというのは、きちんとした情報をもとにしないとできないところで、要するに相手国政府の情報を鵜呑みにするだけでは 15 条 2 の判断はできないのではないかなと思うのですね。

炭田委員 そうだと思います。我が国は名古屋議定書に基づいて国内措置をつくる。我が国は国内措置の内容について裁量権をもつ。名古屋議定書に沿った内容であれば、我が国は国内措置に対してどこ

の国も文句は言えないはずですね。だから、相手の ABS 国内法が名古屋議定書に範囲よりも広い場合は、その広い部分を違反したことで日本政府にクレームをつけてきても、日本政府は対応しないでしょうね。制度上そうなると思います。それが名古屋議定書にたどり着いた過程での合意です。議定書で決めた範囲内のことなら利用国は国内措置として対応すると、そういうことですね。

磯崎座長 3項は、中澤さんが触れているように、提供国の法令違反をどうやって解決するかです。だから、目いっぱい広げている国内法を持っている国の場合、15条3項で当然求めてきますので、それはそれで、その範囲内で最大限のところまで違反があれば、その国の法令違反になります。ここで求めているのは、アレジされたと既に書いてあるので、違法性が相手の国で明確になっていて、捜査が進んでいたり、それから裁判過程に進んでいたりして、その段階で、証拠の保全確認であったり、日本国内にいる当事者についての何らかの協力関係が求められてきていて、当然そこで、その当事者、利用者が負っているのは、目いっぱいの提供国の法律違反です。

ですから、そこで15条2や15条1との関連で日本がどこまで狭めているかという話は関係がなくて、そのまま、生のままの提供国法令違反の裁判が、その国で行われていて、日本の当事者は強制喚問ができないですから、それから、その提供国は日本に来て捜査ができないので、捜査協力を外交上ほかの国へ要求する。だけど、それにどう応えるかは外交の範囲内という形になりますが、ベースにあるのは、その目いっぱいの生のこの国の法律違反です。

それに対して、15条2項は、その話は一切入ってなくて、あくまで日本が、利用国が15条1項について定めた措置の違反、不遵守、それに対してどうするかなので、そういう意味では切れています。

ただし、炭田さんがさっきから触れているように、それから中澤さんも触れたように、日本側がそのときに、例えば17条の情報提供をしない場合にどうするかであったり、15条の措置に対して、やはり不遵守のときにどうするかというときに、それらをリンクさせて、日本側が考えることも可能です。それをリンクさせずに、情報提供違反はもうそれだけで、15条の議定書違反にならないような形で利用されていることという、その確認、それに対する違反があっても、それはそこだけという形で、切り離すことも可能ですし、リンクさせることも可能です。ですから、それは今後考えればいいことになるかと思えます。

炭田委員 国内遵守措置やチェックポイントは、議定書の範囲内のことです。その範囲よりも広い規制をかけている他国の国内法については、議定書の範囲を超える部分に関しては、我が国の遵守措置を適用する義務はない。例えば遡及ですね。大昔のことで弁償をしてくれと言われても、日本は議定書の範囲内しか扱うべきでない。

磯崎座長 そうです。その辺は前のほうで、議定書から超える部分は、そもそも最初に除外、対象除外にするというところで外してきています。

この(5)のところ、ほかはどうでしょうか。

23ページの8行目~14行目までのところなんですけど、削除という意見もある一方で、そのバランスなど、あるいは、対応についてある程度の措置が必要であるという意見もありますので、ここは両論併記というのが適切かなと思います。

辻田係長 削除の意見を出された小幡委員と小原委員からは、表現を工夫するよというのでしたので、表現を工夫すれば残してもいいというご意見かなというふうな受けとめていたんですが。

小幡委員 表現を工夫すればとは、申し上げたとおりなのですが、でも、書かれたご本人がおられない以上、これは検討課題、少なくともコンセンサスではないですね。ですから、現在では検討課題にならざるを得ないんじゃないでしょうか。それで、ご意見を申し上げても、私が反対意見なら、そ

これは検討課題になるでしょう。コンセンサスを得られれば別ですけど。

磯崎座長 はい。そうすると、北村さんとの関連では、その辺も含めてですね。吉田さんからは、さっき発言されたとおりで、という意見ですので。

小原委員 その強制する権限ということをもし合意したとしたら、これは法律になるということですね。こういうものをつくれということは、法律をつくれということになると思います。

磯崎座長 そこは必ずしもわかりません。

小原委員 いやいや、強制する権限といったら、法律以外 もちろん、ガイドラインでは強制はできませんね。できるのですか。

磯崎座長 いや、ガイドラインでも非常に効果の高いものというのが。

小原委員 効果を高くするためには非常に工夫というか、いろいろなことをしないといけないので。

磯崎座長 工夫が必要で、現在いろんな分野でそういうことが実は行われています。ガイドラインを遵守しなかったときにとる措置というのはいくつか既にあるって、非常に効果的であるとされているものもあります。その辺は、ですから、法的措置なのか、行政的、政策的措置なのかという、その段階で細かい……。

小原委員 わかるんですけど、科研費だって、それはきついことをやれば強制に近いことをできるんですが、強制といった場合は、あくまでそれは結果的にそういうふうになるということであって、強制じゃないですよ。効果としてそうなる……。

磯崎座長 事実的な強制ですね。

小原委員 事実的な強制ということはちょっとあり得ないと思います。だから、ここでもし「強制」と書くのであれば、これはもう法律にするということしかあり得ないと私は思いますけども、そういう合意なんでしょうか。私はそれは反対です。

磯崎座長 そうすると、「求める」ぐらいの……。

小原委員 吉田先生の意見は私はよくわかっていて、国として何らかの担保が必要というのはわかるのですが、これは本当に、炭田さんがおっしゃるように、ひとり歩きしてしまう。そこをどう工夫するかというのが一番肝だと思っていますので、「強制」と書かれたら、僕は法案だと思っています。

磯崎座長 強制を、「要請」とか、「求める」とかですか。

小原委員 だから、そういうややこしいことがあるから削除しろというのが意見です。だから両論併記で結構です。

経済産業省 先ほどの議論をいろいろお伺いして感じてるところなんですけれども、9行目のところに「違法行為者」というものが明記をされています。これは最初から決めつけて、違法行為者というふうに書かれていまして、それを前提に話が進んでいるんですけども、違法行為者という人が一体どういう人が該当するのか。あるいは、どういう証拠といいますか、どういうものがそろえば、例えば違法行為者と断定できるのか。はたまた、その違法というの、取りに行った人だけなのか、あるいは、それを知らずにもらった人も入るのかとか、そういうことを実務的に考えたときに、こういう検討が本当に実務上有益なのかどうかというものについてもきちんと精査する必要があるのではないかと、このように思っております。

今の議論を伺っていますと、違法行為者というものを前提に話をされていますが、じゃ、どういう状態であれば違法なのかというようなものをきちんと精査しないと、検討がうまく進まないのではないのかなというふうに考えておりますので、よろしくご精査をお願いしたいと思います。

磯崎座長 おそらくここは、北村さんからの意見、それを変えずに書いているのでこのパターンにな

っているかと思うんですが、先ほどの「強制」と同じで、ここの「違法」というのも、情報提供が求められている場合に、その情報提供に応えない場合という、で、その人物ということになるのだらうと思います。

それから 12 行目で、小原さんのように、「強制」という言葉が書かれているのも、北村さんの前提になっていたということなので、北村さんに打診をするときも、法律を前提にしない形での文章の書き方で、それでどうかという打診を含めて。

吉田さんの場合は、それでいいんですよ。ここが「違法行為者」となっている必要性はなくて、情報提供を求められたときに、それに応えないという、そういう趣旨で。

吉田委員 そういう書き方でも結構です。

磯崎座長 そのような形での文章と、それから、もう一つが、それを削除という意見と、その両方出ているので、そういう形で整理をお願いしたいと思います。

炭田委員 北村先生が 22 ページの 21 行目の「遵守措置への不履行に的確に対応する仕組みが必要である」というご意見を入れた背景がだんだんわかってきた気がします。私が、最初申し上げたように、この意見は今日初めて出て議論もしていないから、これをいきなりコンセンサスの部分にいれたのはおかしいことを確認したいと思います。

磯崎座長 今の 22 ページの 21 行なんですが、ある意味で、15 条 2 項を書いているような内容で、appropriate で effective で proportionate という三つの言葉を「的確」という言葉にしているだけです。内容面では、議定書の 15 条 2 項の内容ですので、コンセンサスかどうかというより、ここは、場合によっては議定書条文を正確に書くというのでいいかと思います。

炭田委員 議定書の条文を正確に書く場合は、appropriate, effective and proportionate measures で、しかも立法的、行政的、あるいは政策的と、そこまで書いてくださいね。

磯崎座長 それは 1 項で、2 項はそれが出てこないの。

炭田委員 ああ、そうですね。

磯崎座長 そうしましたら、23 ページの 14 行目までのところまでですね。実は、時間を大幅に過ぎていますので、この後についてなんですが、ちょっと事務局から予定をお知らせいただけますか。

外務省 すみません、オブザーバーとして最後にコメントをさせていただきたいなと思ったのですが、お時間を押しているところ恐縮でございます。

総論ですけれども、3 点ほどコメントさせていただきたいと思います。今日のご検討の中でも、そもそも遵守措置の形というか、そのイメージがない中での議論になっているというようなお話もあったと思うのですが、実際に、遺伝資源の利用の実態というのをちゃんと踏まえて検討をしていく必要があるとは思うのですが、観念的ではなくて、やはり議定書の内容に沿った議論をいかに積み上げていくかというのが必要かなと思っているところでございます。もう既に委員の方からもご指摘がございましたけれども、議定書の 15 条 1 と 15 条 2 というのは、これは締約国が措置しなければいけないものでございます。また、遵守措置がイメージのない中ではありますが、その対象から、病原体や非商業的目的のものを除外するというお話もございましたけれども、これについては、議定書上はこの根拠になるものがない中で、どのような検討を進めていくかというのが課題になってくるのかと考えています。

一方、今日も EU の規則案がご参考として触れられておりましたけれども、もう既に皆様ご承知の点もあって、重複して恐縮ですけれども、EU の規則案では、利用者の遵守の義務としては、デューデリジェンスで、公的資金の全ての受給者、あるいは、遺伝資源を利用した製品の販売承認又は商業化の時点で当局に情報提供をする、申告するということになっておまして、公的資金の受給者も含んでいると

という意味であれば、学術研究利用も EU は除外していないのではないかと考えているところでございます。

また、2点目ですが、途中で委員長からも私に意見があるかと聞いていただきましたが、16ページの10番目において、MATについては設定の有無だけであって、中身についてはそこまでは見ないということでもございましたけれども、当省としてこれまでも述べてきた点になりますが、当然、MATの内容の履行の最終判断というのは、当事者が司法の場で、すなわち18条に基づく対応ということになるかと思えますけれども、議定書の15条に関する遵守措置の政策判断として、今日も議論がありました。明らかにMATの内容が提供国の法令に反しているのではないかとか、あるいは、当局に偽りの申告をしている場合とか、申告をしていなかったとか、そういったものがもし明らかな場合であって、例えば15条3で、他の国から協力を求められた場合に、その場合にMATの設定の有無だけでしか対応ができなかったということで、その国の対応として果たしてそれで十分なのかどうかということは、今後の議論でも検討が必要ではないかと考えているところでございます。

ご参考に、EUの規則案を拝見したところでは、EUの規則案では、権限ある当局というのは、利用者が遵守しているかどうかというのを確かめる、チェックを当局が実施して、例えば証明する文書、記録の審査、現場検査を含む抜き打ち検査、事例の審査などもされると書いてあります。あるいは、利用者というのは、当局のチェックを行うことに対して、必要な全ての支援、例えば施設の立ち入りとか、文書の記録の提示とか、そういった支援も提供するということがEU規則では書かれているということでもございます。先進国の検討の一事例として参考の一つにはなるのではないかとこのように考える次第でございます。

最後の点でもございますけれども、遵守というか、利用者の方からの情報提供については、自発的な対応でどうかとか、ABSクリアリングハウスに提供された証明書を確認すれば、そこに限られればよいのではないかと、内容がいくつか出てきているところではございますけれども、EU規則案についてはこの検討会でも参考資料で配られておりますけれども、炭田委員から、ABSクリアリングハウスにEUも対象を限定して遵守の対応を行うというふうに読めるとおっしゃったのですが、EU規則案にはそのようなことを言及している点はないかと考えているところでございます。

一方で、EUは、冒頭申し上げましたけれども、公的資金の受給とか、あるいは商業化又は販売審査の段階で、当局にデューデリジェンスで、申告をすると、これはshallになっていますけれども、義務的なものになっておりますので、そこの兼ね合いというのでも検討する必要があるのではないかと考えているところです。さらに、ABSのクリアリングハウスに情報が提供されない場合であっても、実際、日本で遺伝資源が利用されるという事態が起こり得るのではないかと考えていまして、例えば、他の締約国のABS法令に違反して、PIC、MATがなく、遺伝資源を不法に取得された場合とか、あるいは、提供国側が実際にクリアリングハウスに情報提供を行おうとする際に、プロセスに時間を要している場合とかがあり得ます。例えば、EUの規則案を見ると、EUの場合は、遵守の方の対応ではあるのですが、クリアリングハウスにEUが情報提供するというのは2年に1回でいいと書いてあるんですね。そんな長いプロセスに1回しか情報を与えられないようなものに、仮に、これは遵守と提供の場合でスタンスは変わるのかもしれませんが、そういったプロセスに時間を要しているような場合があり得るかもしれない中で、クリアリングハウスだけにチェックの対象を限定していいというのは疑問であり、今後、具体的な措置を検討していく段階では、色々な疑問に答えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

磯崎座長 いくつか検討課題も含めて意見がありました。

そのほかの省庁の方で、よろしいでしょうか。

経済産業省 いろんな意見をお伺いしていたところなんですけれども、経済産業省としては、名古屋議定書の国内措置につきましては、実務面、あるいは科学的に実行可能なもの、観念的な議論というよりも、そういうような視点でいろいろ今後も意見を述べていきたいというふうに考えておりますし、各省協議などの場でも、そういうような観点から意見を述べていきたいと考えております。

磯崎座長 それでは、事務局。

炭田委員 1点だけ。我々、時々、論点整理表と素案の資料とを見比べるので、論点整理表のタイトルと、素案の資料のタイトルは、同じにしてくださいね。中身はいろいろ変わっていくかもしれないけど、クロスレファレンスできるようにお願いします。

中澤補佐 先ほど座長から、今後の予定についてご指示がありました。当初の予定では、本日の検討会をパブコメ前の最終として予定していたのですが、大変熱心なご議論をいただきまして、まだ国内 PIC の話とか普及啓発の部分、積み残しの部分がございます。遠くから来ていただいている委員がいらっしやる中で大変恐縮でございますけれども、場合によると、もう一度検討会を開催する必要があるのかとも思いますが、この点については如何でしょうか。

磯崎座長 選択肢があるのですか。

中澤補佐 先ほど、休み時間に何人かの委員とお話しさせていただいて、いずれにせよコミュニケーションは要るので、検討会、もしくはメールベースで、選択肢としてはそれぐらいしか思い浮かばないのですが、いかがでしょうか。

磯崎座長 検討会をもう一回、あるいは、メールベースというのも考えられるということですが、どうでしょうか。時間的にもう一回分の日にちをとっていただくことにはなりますが、どちらが事務局提案としては、次回もう一回ということですか。いかがでしょうか。

炭田委員 私は、委員が集まって、座長が一回一回、コンセンサスですねと確認する必要があると思います。報告書には委員の名前が載るわけでしょう。昔の日本刀を作る刀鍛冶は、刀の出来ばえが悪ければ銘を打たなかったと聞きます。そういう精神が我々に流れていますので、そういう形でいいと思います。

磯崎座長 ほかの方も異論がなければ、

(なし)

磯崎座長 そうしますと事務局から。

中澤補佐 そうしましたら、かなり以前に、12月まで含めて日程確認をさせていただいた際に、12月10日が、委員の皆様のご出席の可能性が一番高かった日と記憶しております。12月10日、火曜日の午後に開催をさせていただくということをお願いできればと思います。日程調整について決め打ちで大変恐縮ですけど、年末も控えて、会議場の確保等難しいものですから、この日をお願いできればと思っています。

磯崎座長 既に日程調整した中から候補日ということですので、あと、今日欠席されている方にも、その旨連絡して、スケジュール設定をお願いいたします。

それでは、今日はありがとうございました。事務局へお返しいたします。

中澤補佐 1時間超過していただきまして、大変熱心なご議論をありがとうございました。

今日の報告書素案についてのご意見については、またフィードバックしながら、次回の検討会の資料とさせていただきたいと思います。

以上